

平成22年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年3月25日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 太田 健一	2番 野並 享子
3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長 (選挙管理委員会書記長)	前田 健司	市民部長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
総務部次長	山本 利夫	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	三上 忠宏	書記	吉川 加代子

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議第 1 号から議第 2 9 号まで、議第 3 7 号及び議第 4 0 号から議第 4 2 号まで
(野洲市ものづくり経営交流センター条例 他 3 2 件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決
- 第 4 発議第 1 号及び発議第 2 号
(野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 他 1 件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 5 都市基盤整備特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第 6 都市基盤整備特別委員会の正副委員長の互選結果の報告

追加議事日程

- 第 1 委任専決第 1 号
(損害賠償の額を定めることについて)
提出者説明
- 第 2 議第 4 4 号から議第 4 7 号まで
(野洲市総合公園条例の一部を改正する条例 他 3 件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 3 意見書第 1 号から意見書第 7 号まで
(改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案 他 6 件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(鈴木市朗君) (午後 1 時 0 0 分) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長 (鈴木市朗君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 20 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、3月12日と同様のため、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第 2)

議長 (鈴木市朗君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 4 番、高橋繁夫君、第 5 番、内田聡史君を指名いたします。

(日程第 3)

議長 (鈴木市朗君) 日程第 3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第 1 号から議第 29 号まで、議第 37 号及び議第 40 号から議第 42 号まで野洲市ものづくり経営交流センター条例他 32 件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

20 番、河野司君。

20 番 (河野 司君) 第 20 番、河野司でございます。

去る 3 月 10 日の本会議におきまして予算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月15、16日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

まず、議第 18 号平成 22 年度野洲市一般会計予算、議第 19 号平成 22 年度野洲市国民健康保健事業特別会計予算、議第 20 号平成 22 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第 21 号平成 22 年度野洲市老人保健事業特別会計予算、議第 22 号平成 22 年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第 23 号平成 22 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第 24 号平成 22 年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第 25 号平成 22 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第 26 号平成 22 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第 27 号平成 22 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第 28 号平成 22 年度野洲市土地取得特別会計予算並びに議第 29 号平成 22 年度野洲市水道事業会計予算、以上の 12 議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査をいたしました結果、議第 21 号から議第 29 号までにつきまして

は、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第18号から議第20号までについては、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

議長（鈴木市朗君） これより、予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

第15番、西本俊吉君。

15番（西本俊吉君） 第15番、西本俊吉です。

去る3月10日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月17日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、副市長をはじめ説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第1号野洲市ものづくり経営交流センター条例、議第3号野洲市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例、議第4号野洲市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例、議第5号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例、議第6号野洲市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議第7号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例、議第8号野洲市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、議第9号野洲市健康保健条例の一部を改正する条例、議第11号野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例、議第41号守山市と野洲市の境界の決定に関する意見について、以上10議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第1号、議第3号から議第6号まで、議第8号、議第11号及び議第41号については採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第7号及び議第9号については採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

議長（鈴木市朗君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第16番、三和郁子君。

16番(三和郁子君) 16番、三和郁子でございます。

去る3月10日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査をするため、3月18日に委員会招集いたしました。副市長はじめ説明員の出席、そして委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第12号野洲市教育研究所条例の一部を改正する条例、議第13号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例、議第14号野洲市福祉医療助成条例の一部を改正する条例、議第15号野洲市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例、議第37号財産の無償貸付け及び譲与について(野洲市ふれあい共同作業所)、以上の5議案を議題といたしまして、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果ですが、全議案全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

議長(鈴木市朗君) これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第6番、奥村治男君。

6番(奥村治男君) 第6番、奥村治男です。

去る3月10日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月19日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、副市長をはじめ説明員に出席を求め、慎重に審査いたしました結果、ご報告をいたします。

議第2号野洲市市民農園条例、議第10号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第16号野洲市北比江自治・産業施設条例の一部を改正する条例、議第17号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例、議第40号指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて(北比江集会所)、議第42号市道路線の認定及び廃止につい

て、以上、条例関係4件、その他2件、合計6件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第2号、議第10号、議第17号及び議第42号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第16号及び議第40号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告いたします。

議長（鈴木市朗君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第1号から議第29号まで、議第37号及び議第40号から議第42号まで、各議案について討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第1番、太田健一君。

1番（太田健一君） 1番、太田健一です。

議第7号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてのうち、野洲市職員給与に関する条例の改正について反対討論を行います。

今回の職員の期末手当の大幅な削減は、人事院勧告分と集中改革プランによるものと合わせて管理職で約46万円、一般職で約25万円、総額では1億円を超える大幅な削減となるわけですが、職員の暮らしを脅かすものとなります。職員においても、子どもの授業料や住宅ローンなどの支払いなど生活に大きな打撃を与えられることとなり、本当に大変な思いをされておられます。議案質疑の答弁では、集中改革プランとして2年間の削減で市民感情に対するこたえる形だとして職員も理解しているとのことでしたが、公務員にはストライキ権もなく、人事院勧告制度の中で厳しい現状の中に立たされています。加えて今回の集中改革プランによる大幅な削減ではなおさらであります。

一方、今回の期末手当削減は本市の地域経済にマイナスの影響を与え、同時に職員の士気を低下させることにつながる点であります。これまでの歴史的に公務員の給与、手当及び労働条件は、民間の職場環境向上の原動力になるような確かな役割を果たしてきました。

それが、民間が大変だから公務員の給与も下げるべきだというような、官民の対立を助長させ、手当を削減させることは、まじめに働く職員に士気の低下をさせるだけではなく、この不況の中でさらなる景気の後退、地域経済の低迷につながるものであります。ひいては日本そのものの経済の落ち込みにつながり、影響は大きいと考えます。

以上、市民職員の生活を脅かし、ひいては地域経済を低迷させることにつながる期末手当の削減の条例改案に反対します。

議長（鈴木市朗君） 次に、第2番、野並享子君。

2番（野並享子君） 議第9号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

本条例改正は国民健康保険税を大幅に引き上げる内容です。所得割が100分の5.4から7.35に、均等割1人当たりを2万2,200円から2万9,500円に7,300円の値上げ、平等割、世帯割は1万8,000円から2万6,500円に8,500円の値上げです。市のシミュレーションでは、医療費と後期高齢者支援金と合わせ1人当たり2万1,037円、世帯当たり3万8,369円の値上げとなっています。所得340万円の自営業者で夫婦と子ども2人の家庭なら約9万円の引き上げで年間48万円の国保税となります。65歳で月16万円の年金暮らしの人でも3万1,600円の値上げとなり、17万5,095円です。プラス介護保険料5万2,680円で国保と介護保険料を合わせ年間22万7,755円です。高齢者にも大きな負担増であり、可処分所得はどんどん減り続けています。このような大幅な引き上げに断固反対をいたします。

さらに、今回の値上げは福祉波及分の一般会計からの繰り入れを2,840万円削減されたことも影響しました。高過ぎる国保税は滞納者をふやすこととなります。質疑でも示しましたように、サラリーマンの方の健康保険の3倍になる国保税は不平等です。少しでも負担を抑える必要があるのに、一般会計からの繰り入れを削減するなど税金の使い方が間違っています。国保加入者の多くが自営業者や専業農家、そして年金生活者です。また、社会保険から外されている給与生活者の方々です。自営業の方々は1昨年のリーマンショック以来急激に仕事がなくなり、倒産、廃業が増大しています。利益もなく赤字状態です。年金生活者は介護保険料の増大と高過ぎる国保税で年金の1カ月分以上の社会保険料で押しつぶされそうです。請負になっている給与生活者の多くは年収200万円以下のワーキングプアです。農業も大規模にすればするほど赤字になるという状況で、展望がありません。民主党が今進めている個別所得補償も全国一律であり生産費に追いついていま

せん。

このような方々にとって、病気になったときの命綱の国民健康保険税が天井知らずに引き上げられているのです。国保でなく酷な保険の「酷保」という言葉が生み出されるほど本当に酷な保険になってきました。今回の大幅な引き上げは市民の暮らしを思いやる状況でなく、一般会計からの繰り入れを削減したように、弱者に対し追い打ちをかけた行政として記録に残ると思います。

もう1つの問題は資格証明書の発行です。新型インフルエンザが流行し、国の指導で短期保険証の発行が指示され、現在ゼロということですが、ことし4月から資格証明書を出す準備をしているということですから、命綱である保険証を発行しないということは社会保障制度の観点はありません。長妻厚生労働大臣も自治体に対して、払えるのに払わないことが証明された人以外には慎重に対処するようお願いしていると答弁しています。東京都板橋区で督促状が送り続けられ、差し押さえもあり得るという督促状を何回も送られてきた29歳の男性が自殺されました。自宅には督促状の山がありました。資格証明書の発行は収納率を上げるという根拠は崩れています。逆に収納率は落ちています。野洲市でも板橋区の悲劇が起こり得る状況ではないでしょうか。資格証明書を発行していないまち、さいたま市では、滞納している人の家を訪問し、直接会って相談に乗り対処しています。人口130万人のさいたま市でできることなら野洲市でもできるのではないのでしょうか。命綱の国保です。社会保障制度の一環という認識に立たれていない点を指摘いたします。

国保税の滞納の原因は高過ぎる国保税にあります。高くなる原因は、国が国保会計に出すお金をどんどん削減してきました。1984年には国庫負担率は49.8%だったが2007年には25%と約半分になっています。そのため1人当たりの国保税も3万9,000円から8万4,400円と倍以上になりました。明らかに国に責任があります。払える保険税にするためにも国庫負担をふやすことを国に強く求められることと、一般財源の繰り入れなど市として国保税引き下げのため力を注がれることを要望し反対討論いたします。

次に、議第19号平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について反対討論を行います。

平成22年度国保会計は大幅な国保税の引き上げの予算であります。国保税の税収が前年に比べ2億1,000万円増額になっています。1人当たり2万1,037円の値上げで10万7,413円、世帯当たり3万8,369円の値上げで19万5,914円、1

24%の引き上げです。市民から悲鳴が聞こえてきそうです。このような大幅な引き上げには断固反対いたします。歳入総額は43億7,300万円で、そのうち国庫支出金は10億4,000万円であり、歳入総額の24%です。あとはその他の健保組合や共済組合から納付され集められたお金を市町村国保に交付金という形で15億3,700万円歳入になっています。

そして、国保税です。国庫支出金より多く12億7,550万円で、歳入総額の26%になっています。一般会計からの繰り入れ分が3億円、県から1億9,000万円となっていますが、何より国庫支出金が24%ということが国保税をどんどん引き上げる状況をつくっています。社会保険は2分の1を事業主が払っており、当然国が総額の2分の1を持つ必要があります。国の総額が半分を持てば野洲市の国保国庫支出金は21億8,600万円となり、国保税を現在の半分ぐらいにすることができます。

全国どこの国保会計も大変な状況になっています。正規雇用より非正規雇用をふやしていく状況であり、不況の調整弁として簡単に首切りが行なわれています。非正規雇用の方は人件費でなく物件費で扱われており人間扱いをしていません。また、給与所得者でありながら源泉徴収もせず社会保険にも加入させず無保険の状況をつくり出しています。その方々が国保や国民年金加入となると、事業主負担がない分高い保険税となり、払えない状況をつくり出しています。滞納者がふえれば国保税が引き上げられる、国保税が上がれば滞納者がふえる、悪循環を繰り返しています。高過ぎる国保税にしながら収納率を上げるために資格証明書を発行し、督促状を送りつけ差し押さえをするというおどしの督促状を送り、社会保障の一環の保険制度にありながらその観点を見失うようなやり方は職員の心を傷つけます。住民の奉仕者として夢と希望を持って公務員の仕事を選んだのに、取り立て業務のような仕事に夢も希望もなくすのではないのでしょうか。

さらに、今回の国保会計で問題なのが、福祉波及分の一般会計からの繰り入れを昨年と同様でなく2,840万円も削減したことであります。福祉波及分は国保加入者も恩恵があるからと言われましたが、そもそも国が福祉医療によって医療費がふえるからとペナルティーをかけること自体が問題であり、国に対してペナルティーをやめよと求めるべきではないのでしょうか。多くの問題が山積している国保特別会計に反対をいたします。

次に、議第20号平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。

2008年4月から実施された後期高齢者医療は、75歳の年齢で差別し、社会保険の

扶養家族からも外され別立ての保険制度にしたことそのものに反対をしてきました。さらに、健康診断の項目も減らされ、早期発見、早期治療の予防医療も軽視され診療点数も減らされ、年寄りには早く死ぬと言わんばかりの内容になっています。このような差別医療は廃止以外ありません。

しかも、保険料は高齢化率が上がれば上がる仕組みになっており、2年ごとの見直しが今回行われましたが、18日現在全国で22都道府県が引き上げをしました。据え置きは18件、引き下げは7件ありますが、全国平均で3.4%の引き上げです。滋賀県の場合、5万6,103円で、1,734円、3.19%の引き上げです。高齢者の生活を圧迫し、天井知らずに引き上げられる後期高齢者医療保険制度は廃止以外にありません。政府は10年の事務連絡で余剰金や財政安定基金を使って値上げを抑制するよう呼びかけると同時に、国庫補助の検討をすと言っていました。国庫補助をしなかったことが今回の引き上げになりました。

保険料も最高の東京が8万8,439円、最低の秋田県が3万8,270円と2.3倍の格差になりました。2009年度は1.9倍でしたが、住んでいるところによって大きな差があることは問題です。

しかも、資格証明書の発行ができることにもなっており大問題です。全国では短期保険証が2万8,203人に発行されました。短期保険証は期限つきですからその後の対応によって資格証明書になる場合もあります。厚労省から何度も通達が出され本人に手渡しで行うことが言われています。そして生活実態調査を行うことも出されていますが、基本的に保険証は全員に渡すことではないでしょうか。今後、後期高齢者保険の年齢を75歳以上でなく65歳以上の高齢者保険制度にする案が出されており、年齢による差別医療を拡大しようとしています。このような動きに対しても反対し、本特別会計に反対討論といたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、第11番、坂口哲哉君。

11番（坂口哲哉君） ただいま議題となっております議第9号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

今回の条例改正では大きく3点の見直しがありました。各期別納付金額の端数処理に係る規定の追加については、現在10回に分かれている国保税の期別納付額を平準化するための議定追加ということで特に異論を唱えるものではありません。また、後期高齢者医療制度の影響で、被扶養者から国保へ加入された方への2年間の保険料減免について適応期

間を当面延長されたことについても、原因となった後期高齢者医療制度そのものが見直しの対象となっていることを勘案すると妥当ではないかと思えます。

そして、今回の改正でもっとも重要なのは税率の改訂ではないでしょうか。もともと野洲市の国保はこれまで滋賀県下でも比較的低い税率等で運用されてきたと伺っておりますが、今回は特に医療分について大幅な税率の引き上げが行なわれています。このことについて意見を申し述べたいと思えます。

我が国の国民皆保険制度の基盤とも言える国民健康保険は、他の健康保険と同様にそもそも相互扶助の制度として設計され、これまで運営されてきました。しかし、国民健康保険には他の健康保険に比べて構造的に財政基盤が弱いという致命的な欠点があり、加えて昨今の高齢化の進展、あるいは不安定な経済動向などが重なってその財政状況は急激に悪化の一途をたどってきました。平成20年度にはこれらを解決すべく大規模な制度改正が行われたにもかかわらず、いまだ改善の兆しは見え、多くの被用者保険が解散するなど深刻な状況は医療保険全体に及んでおります。そればかりか、保険事業の根源である医療費は相も変わらずふえ続け、新制度はますます混迷を極めていように見受けられます。

そのような中で、野洲市国保はこれまで比較的低い税率等を維持してこられたことは市の努力によるものと考えます。しかし、最初に述べましたように国民健康保険はあくまでも相互扶助の制度として運営されるべき保険であります。そのために需要がふえ続ければ受益者の負担もふえるのが道理で、もし需要増を容認する一方で受益者の負担増のみを否定するとすれば、これは制度そのものを否定することになるのではないのでしょうか。このまま医療費が増加し続けるのであれば抜本的に医療保険制度を見直していく必要性も想定されますが、少なくとも現行制度のもとで国民健康保険を運営する限り、必要な保険給付に対しては**管理者**の負担を含めてきっちりと財源対策をとることが制度を安定的に運営するべき保険者の責務であり、受益者の努めであり、ひいては医療の安定的な供給につながっていくのだと思えます。むしろ、必要な需要に対する無責任な財源対策は保険財政を破綻させ、かえって住民不安を招くだけだと思います。また、今回の税率改訂を行ってやっとな隣市の税率水準に追いつくレベルであることを考えても、これまでの税率が低かったのであり決して極端な改訂ではないと考えております。

何度も申し上げますが、これが制度的な限界であるというならば、この先の議論は国政の場において大いになされることを期待するもので、少なくとも現行制度のもとにおいては今回の税率改訂が医療保険の安定運営と市民の医療不安払拭のために最低限必要なもの

と判断いたします。

よって、以上のことから私は議第9号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成するものでございます。議員各位におかれましては、どうかご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 次に、第10番、市木一郎君。

10番（市木一郎君） 第10番、市木一郎でございます。ただいま議題となっております議第19号平成22年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について賛成討論を行います。

医療費の増加が社会問題となっている中で、一昨年前に実施された医療制度改革は、やっと落ちつきを見せてきた後期高齢者医療制度の廃止が決まるなど混迷を極めており、国民皆保険制度の基礎となる国民健康保険は相変わらず財政的に厳しい状況が続いています。このような中で編成をされた平成22年度予算について、予算特別委員会などでは税率改訂の是非が議論されましたが、ご担当におかれましてはかなりのご苦勞があったのではないかと拝察する次第です。申し上げるまでもなく、国民健康保険をはじめとする医療保険制度は相互扶助制度として成り立っています。つまり、必要となる需要に対して加入者相互の負担で賄っていく制度であります。ただ、100%相互扶助というのではなく、被用者保険では2分の1が事業主負担となっており、市町村国保においても国や県あるいは被用者保険からの負担金等により事業主負担相当額以上の資金が投入されています。特に財政基盤が弱いとされる市町村国保には、被用者保険にはない特別な交付金や繰り入れなどが認められており、一定の考慮がされているところです。

このルールの中で算定された税率が高いか低いかという議論がされているわけですが、それ以前の根本的な論理として、保険制度という枠組みの中で運営する以上、必要な需要に対しては必要な負担を求めていくというのがまずは基本ではないでしょうか。特に医療費の増加や医療現場の疲弊の要因としてコンビニ受診や重複受診などが取りざたされている昨今において、医療費の増加は自分たちの負担にはね返ることを明確に示すことが、無駄な医療費を省き健全な医療費の抑制とつながっていくのではないのでしょうか。

また、実際に改訂を予定されている税率につきましても、これまでが低い税率であったことから今回の改訂によりやっと近隣市の現行税率に追いつくレベルであり、加えて近隣市も22年度の税率改訂を予定されていると聞き及んでいますので、決して他の市町村国保に比べて突出した負担ではないと考えます。

さらに、現行制度を国政レベルで抜本的に見直さない限り、必要な需要に対する税以外の財源を求めようとするとう結局一般会計からの繰り入れに頼ることになるとと思いますが、言うまでもなく、一般会計には国保加入者以外の人たちの税も含まれており、国保の税率を引き下げる目的で必要以上の繰り入れを行うことは、結果として医療保険間の公平性を著しく欠くことになると考えます。

以上のことから、現行制度において可能な財源の手当てをした上で最終的に税率の改訂を決断されたことは、医療保険における公平性の確保や安定的な国保運営の持続のためにも必要な措置であったと評価するものです。もしこの判断を否とするならば、もはや市町村という枠組みでの議論では限界とと思われますので、今後国政の場において医療保険制度の抜本的な見直し議論に期待したいと思います。

以上、議第19号の賛成討論とさせていただきます。議員各位にはご賛同のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（鈴木市朗君） 次に、第4番、高橋繁夫君。

4番（高橋繁夫君） 4番、高橋でございます。

議第20号平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算に対する賛成討論を行います。

ただいま議題となっております議第20号平成22年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について賛成討論を行います。後期高齢者医療制度は平成20年4月にスタートし、ほぼ2年が経過したところであり、制度開始以来さまざまな議論がなされ、昨年秋の政権交代後、3年後の新たな制度創設へ向けた議論が国で行われつつあるところでもあります。この新たな制度を創設するに当たりましては、何よりも国民皆保険の堅持による安心できる医療制度となるよう期待するものであります。

さて、この平成22年度後期高齢者医療特別会計予算の中身を見てみますと、基本的な枠組みは変わりませんが、予算総額が前年度から約3,040万3,000円の増額となっています。中でも保険料収入は2,174万9,000円の増額となっており、これは平成22年において保険料率の改訂が行われることによる影響と推察するものであります。

この保険料の予算額は、新年度予算編成時点における滋賀県後期高齢者医療広域連合での試算数字をもとにした予算額であり、2月の広域連合会議で可決された新しい保険料率の試算では、野洲市の場合1,300万円程度の増でおさまると聞いております。滋賀県の今期保険料改訂率は3.19%、県平均1人当たり年額1,734円の引き上げとの新

聞発表でございますが、20年、21年度の保険料率が制度の始まりであったことから23カ月分の医療費に対する保険料率であったのに対して、22年、23年度は24カ月分の医療費となり、このことだけでも4.3%の増加となり、その他1人当たりの医療費の増加等を加味すると保険料上昇率は10%を大きく超えるところを、今回の改訂では3.19%の上昇におさめているところであります。これは、決算剰余金や財政安定化基金を活用されるなど可能な限りの抑制策がとられたことによるものと聞いており、その努力は一定評価できるものと考えられます。

こうしたことから、今回提案されております平成22年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合で決められた保険料等をもとにしながら本市の保険料の収入や広域連合への納付金をはじめ保険料の徴収事務や各種相談、申請の受付や通知事務など必要な経費を適正に計上されたものでありますので、その執行に当たっては、関係法令を遵守し、経費の節減に努め適切かつ円滑な予算執行に当たられることを希望し、賛成討論といたします。ひとつ各委員さんにはご協力のほどお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、第3番、小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） それでは、議第18号平成22年度野洲市一般会計予算について共産党市会議員団を代表して反対討論を行います。

言うまでもなく、当初予算は市長としての政治姿勢あるいは市政運営の方針が端的に明らかになるものであります。その観点から討論を行います。

現在、市民を取り巻く現状はかつてなく厳しいものであります。一昨年の世界的な金融危機による深刻な不況の影響は今なおとどまるところがありません。その結果、本市でも雇用と営業を見ましても、非正規労働者の解雇、雇いどめ、新卒者の就職難、また中小零細企業では仕事減少で厳しい自体に追いやられるなど行き先が見えない事態であります。それだけに、市行政及び予算は市民の暮らしと営業を守るものでなくてはなりません。

さて、我が国経済と国財政は悪化の一途であります。自公政権時の構造改革路線、三位一体の改革、規制緩和等のひずみが今なお国民と地方自治体を苦しめています。昨年誕生しました鳩山政権が行う緊急経済対策をもっても回復の基調は今なお見られません。

その中で、本市の22年度一般会計予算は対前年度費10.9%伸びの177億6,000万円であります。歳入では市税が79億1,300万円ありますが、法人市民税は大きく減少しています。反面、臨時財政対策債や合併特例債を主な財源ともしています。

そこで、本予算案について大きく2点についての問題を指摘したいと思います。

まず1点目に、本市の行財政運営のあり方であります。22年度予算では市長が進める集中改革プランを随所に盛り込んだ予算となっています。これは、先に言いました法人税の落ち込みも1つの原因であります。この点では、これまで指摘しましたが、本市の場合企業誘致すなわち法人市民税に頼る行財政運営となっています。以前の議会でも指摘しましたが、私はもちろん企業誘致そのものを否定するものではありませんが、政治経済の動向で大きな影響を受ける大企業などに頼る財政運営は極めて不安定な市財政運営となります。とりわけ本市の場合、IT関連企業集積等となれば不況時には一層影響を受けると思っています。ですから、このような産業基盤財政構造から本市の独自の産業、すなわち農業も含みますが、地場産業、商工業、企業の地場の基盤整備を図り、地道持続的な発展と財政構造、すなわち景気動向に左右されない市財政基盤をつくり出すことが必要と思います。今回都市計画税見送りの理由の中で、本市の総合計画での今後まちづくりを検討するとされましたが、今指摘しましたようなことも今後中心に据えるようこの際求めておきます。

大きく2点目に、大事なことは、このような財政が大変なときでも市政と財政の基本を市民の立場で進めることでもあります。1点目に、言うまでもなく今市民の暮らしは本当に大変であります。雇用、**営業**深刻な状況のもと、ワーキングプアすなわち収入200万円以下の人が本市でも急増しています。生活保護や小中学校の就学援助制度などもかつてなく急増しています。ですから、市民の暮らしの現状はどの市をとっても厳しい状況であります。市予算はこういう現状から暮らしを守るのではなくてはなりません。

この観点から予算案を見ますと、この間市民から要望があります学童保育所の施設整備や篠原小学校や三上小学校等の耐震改築や補強改修など、市民の立場に立つ事業が推進されることにつきましては評価すべきと考えます。

しかし、先に言いましたように、予算全体を見ました場合、集中改革プランに見られるように市民に対してサービス切り捨て、あるいは負担強化がメジロ押しであります。もちろん市財政の改革なり改善なりはあり得ることだと思えます。しかし、議案質疑の際にも言いましたように、集中改革プランを盛り込んだ予算案では市民の暮らしを直撃しています。補助金手数料の見直しで1億3,033万円、使用料手数料の見直しで5,770万円など市民負担の強化を進める内容です。さらに、この間議論されてきましたように、ふれあいセンターや公民館また分庁舎など一連の施設廃止などサービス切り捨ての内容でもあります。問題は、多くのところで市長は市民の理解は得られていると強調されていますが、私は市民懇談会など見た範囲では市民との合意形成はできてないと判断しています。

とりわけ子ども教室の有料化や学童保育所の保育料の値上げ、またこれも議案質疑の際にも言いましたが、直営化される循環バスの利用料では障害者までも有料化の実施は、これは財政の改善改革の域を超える極めて冷たいものと考えます。また集中改革プランでは、民間保育園に対する運営補助金まで削減しています。これでは一層保育園運営を困難に追いやるものであります。

さらに、先ほど国民健康保険会計の討論でありましたが、国保会計の一般会計からの繰り入れ対応は特定の事業に市民全体の税金を投入することにつながると言われましたが、しかし、それならば今回福祉医療波及分の繰り入れを減額されることは、逆に本来一般会計事業で行っていたことを国保加入者が負担することにつながり、これは容認することはできません。

一方、職員に対しても期末手当を大幅に減額することは、暮らしを脅かすとともに市職員の仕事に対する士気低下は免れませんし、ひいては市民本位の行政推進にも影響を与えるものであります。

大きく2点目に、大事な点は、財政の見直し、改善の問題であります。本予算ではこのように市民に負担を押しつけるものが多く見られているわけではありますが、限られた財政、財源の中で無駄で不必要な事業、予算の見直しも必要であるが不十分であるということでもあります。つまり税金の使い方であります。予算案にはこれまで再三指摘しました工業振興助成金について集中改革プラン期間中は減額するとしていますが、一方で補助金は企業との約束だから継続するとしています。私は、少なくとも派遣切りや雇いどめをしている大企業の補助金はこの際廃止すべきだと思います。さらに同和対策事業についても今なお差別がある限りとして基本的には存続の立場であります。本予算案では一部個人所得に対して、例えば固定資産税の減免を50%から40%に、その中で所得制限を導入するとしていますが、これはあいまいだと思います。

一方、団体補助でも、これまた指摘してきましたように、例えば同和対策促進協議会の補助にしてもその効果と活動内容に極めて疑問が残るものでありまして、当然廃止すべきでありました。この問題は行政運営の民主主義の問題でもありまして、容認できるものではありません。本市において長年の成果、到達、市民の取り組みを正當に評価すれば、また客觀的に見れば明らかに同和行政は近隣自治体と同様に廃止すべきだと考えます。この点、施策の矛盾もあります。進め方は今言いましたように不十分ではありますが、一方で曲がりなりにも見直しを進めていくとも言われました。しかし、同和対策事業として私は

半永久的な施設となり得る有隣館の建設を進められることは現時点で市民合意は得られていないと思います。議案質疑の際にも言いましたように、同時に建設費そのものも規模から見て極めて高いものでありまして、2億2,500万円も計上されていますが、この意味でも問題であります。正確な見積もり、積算がされているか疑問であります。以上、これらの問題は財政問題であるとともに、先に言いましたように行政の民主主義の問題であります。

以上の点を指摘しまして平成22年度一般会計予算についての反対討論としますが、市長は今後の行財政運営について、この指摘を真摯に受けとめられ、市民の暮らしを守る市政を推進されるよう求めて討論といたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、14番、丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） 14番、丸山敬二です。

ただいま議題となっております議第18号平成22年度野洲市一般会計予算について賛成の立場から討論を行います。

我が国経済は、景気回復の一環として前政権下でも現政権下でもこれまで何度となく臨時経済対策関連予算を組み、景気回復に努めてはいるもののそれが内需の拡大には期待できるほどあらわれてきておりません。この結果、本市の法人市民税も減収の一途をたどり、平成21年度も財政調整基金の取り崩しや減収補填債の発行などで何とか急場をしのいでいる状況であります。このような中であって、山中市長におかれては野洲市財政健全集中改革プランを策定し、10億円の財源を生み出すべく計画の実行に踏み切りました。平成22年度予算編成に当たっては、他自治体には類を見ない市民懇談会を実施し、広く市民の意見を聴取し、結果、都市計画税は一たん見送り、約6億3,000万円の財源を捻出されました。目標に対する不足分は財政調整基金でカバーされておりますが、資料によりますと、その財政調整基金も平成22年度末現在高見込みで約4億円しか残らず、平成23年度の予算編成に向けても大変厳しい状況も予想され、またこれが懸念されるところでもあります。

集中改革プランでは6億円余りの財源を捻出された一方で、特に福祉関係施策を見ても大きく後退したものは見当たらず、心身障害者タクシー利用枚数の増加、妊婦健康審査での補助金額の増額、障害者社会就労体験事業の新設など、いわゆる生活弱者を中心にむしろ充実が図られております。加えて安全安心な学校づくりのための小学校の耐震化事業、定員不足の解消を図るための学童保育所の整備事業等、当面必要なハード事業に積極的に

取り組まれ、集中改革プランでの無駄の削減については全体として市民生活に大きな影響を与えたものではないといえると考えます。

一方、歳入を見てみますと、まずどうしても法人市民税に目が行くわけですが、平成21年度当初予算との比較ではさらに落ち込む格好となっておりますが、21年度は減額補正をしており、21年度決算見込みをにらんで22年度予算を見積もっているとのことであり、実質的には下げどまりの予算ということが言えます。我が国経済の改善はないとは言えませんが、それでも市民法人税の急激な回復は望めないことから、その分を臨時財政対策債などの依存財源に頼った予算であることは予断を許さない状況には変わりはありません。

また、少子高齢化の進行により、特に医療や福祉は自然増で膨れ上がることから、その財源も並行して確保する必要があります。その中で可能な限り市民の福祉の保持、増進に努められることを要望いたしまして、議第18号平成22年度一般会計予算について賛成討論いたします。議員各位におかれましては、何とぞご賛同いただけますようお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 以上で討論を終結いたします。

これより、議第1号から議第29号まで、議第37号及び議第40号から議第42号までについて順次採決いたします。

まず、議第1号から議第6号まで、議第8号、議題10号から議第15号まで、議第17号、議第21号から議第29号まで、議第37号、議第41号及び議第42号の議案26件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案26件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議第1号から議第6号まで、議第8号、議第10号から議第15号まで、議第17号、議第21号から議第29号まで、議第37号、議第41号及び議第42号の議案26件は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号、議第9号、議第16号、議第18号から議第20号まで及び議第40号の議案7件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案7件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(鈴木市朗君) 起立多数であります。よって、議第7号、議第9号、議題16号、議第18号から議第20号まで及び議第40号の議案7件は各委員長の報告のとおり可決されました。

(日程第4)

議長(鈴木市朗君) 日程第4、発議第1号及び発議第2号、野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例他1件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。第18番、田中孝嗣君。

18番(田中孝嗣君) 18番、田中孝嗣でございます。

発議について提案をさせていただきます。

発議第1号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、財政健全化集中改革プランに基づき、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間、日当を支給しないこととし、あわせて平成22年度及び平成23年度中に支給される議員の期末手当を平成21年度当初予算に対して50%削減するものです。なお、この条例は平成22年4月1日から施行するものです。

発議第2号野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、野洲市議会における会派の規定を明確にするとともに、議員に対する政務調査費の交付額及び交付方法並びに収支報告書の様式について文言の整理を行うため所要の改正を行うものです。なお、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

どうか議員の皆さん、これ皆議員で全部了解をいただいているということですので、賛成のほどよろしく申し上げます。

議長(鈴木市朗君) それでは、ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号については、会議規則第39条
第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、発議第1号及び発議第2号につ
いては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第1号及び発議第2号について討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより順次採決いたします。
お諮りいたします。

発議第1号野洲市議会委員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例は原案のと
おり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(鈴木市朗君) ご着席ください。起立全員であります。よって、発議第1号は原
案のとおり可決されました。

次に、発議第2号野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例は原
案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(鈴木市朗君) ご着席ください。起立全員であります。よって、発議第2号は原
案のとおり可決されました。

(日程第5)

議長(鈴木市朗君) 日程第5、都市基盤整備特別委員会の設置及び委員の選任を議題
といたします。

お諮りいたします。

本件については、委員会条例第6条の規定により、20名の委員をもって構成し、野洲
市総合計画に基づく都市基盤整備について調査研究を行うため都市基盤整備特別委員会を

設置し、付議事件を終了するまで閉会中も継続して審査等を行うものいたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、本件については20名の委員をもって構成し、野洲市総合計画に基づく都市基盤整備について調査研究を行うため都市基盤整備特別委員会を設置し、付議事件が終了するまで閉会中も継続して審査等を行うものと決定いたしました。

ただいま設置されました都市基盤整備特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により本職を含む全員を指名いたします。

暫時休憩いたします。再開を2時30分といたします。

(午後2時09分 休憩)

(午後2時30分 再開)

議長(鈴木市朗君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第6)

議長(鈴木市朗君) 日程第6、都市基盤整備特別委員会の正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

都市基盤整備特別委員会委員長に第13番、中島一雄君、副委員長に第11番、坂口哲哉君、以上のとおり互選されましたので報告いたします。

議長(鈴木市朗君) 暫時休憩いたします。

(午後2時30分 休憩)

(午後2時30分 再開)

議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りいたします。

委任専決第1号議第44号から議第47号まで及び意見書第1号から意見書第7号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、委任専決第1号議第44号から議第47号まで及び意見書第1号から意見書第7号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

議長（鈴木市朗君） 追加日程第1、委任専決第1号損害賠償の額を定めることについて市長より報告を求めます。

市長。

市長（山仲善彰君） 委任専決第1号損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

平成22年2月19日、社団法人野洲市シルバー人材センターの駐車場において発生した公用自動車の接触事故に対し、市の賠償額を23万487円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものを同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

（追加日程第2）

議長（鈴木市朗君） 追加日程第2、議第44号から議第47号まで野洲市都市公園条例の一部を改正する条例他3件を一括議題とします。事務局に議件を朗読させます。

事務局長（田中正二君） それでは、議件を朗読させていただきます。

議第44号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例、議第45号平成21年度野洲市一般会計補正予算（第9号）、議第46号法人請負契約について（野洲中学校校舎改築工事、（建築主体工事））、議第47号工事請負契約について（野洲中学校校舎改築工事（電気設備工事））、以上であります。

議長（鈴木市朗君） 議件の朗読が終わりましたので市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（山仲善彰君） 第44号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

野洲川河川公園内の有料施設であるグランドゴルフ場につきましては4月以降すべての方に使用料を負担いただくことになっておりますが、利用機会が多いと考えられる市内及び近隣市にお住まいの方を対象に、1カ月を有効期限とする定期券料金を設定することで負担を軽減することにより利用の促進を図るものであります。なお、本条例につきましては平成22年4月1日から施行するものです。

それでは、議第45号平成21年度一般会計補正予算第9号についてご説明申し上げます。

今回追加で提出されていただきました補正予算につきましては、地方自治法第213条第1項に規定する繰越明許費を定めるものであり、国の経済対策などによりまして年度内の完了が見込めないものを計上しようとするものでございます。まず、国の経済対策関連では一次補正分の地域活性化経済危機対策臨時交付金、もしくは地域活性化公共投資臨時交付金又は二次補正分の地域活性化きめ細かな臨時交付金の対象事業で、交付決定時期等から本事業の事業料等を勘案すると年度内の完成が見込めない事業を繰り越すもので、民生費の児童遊園施設改修事業で250万円を、公立保育所施設改修事業で200万円を、農林水産業費の埋設農薬等無害化処理事業で1億4,208万1,000円を、農道舗装事業で850万円を、土木費の道路維持事業で6,500万円を、消防費の消防ポンプ自動車整備事業で3,533万8,000円を、教育費の給食センター解体事業で1,814万9,000円を、小学校施設整備事業で1億477万8,000円を、中学校施設整備事業で15億2,700万円を、幼稚園施設維持補修事業で500万円をそれぞれ繰り越すものです。

次に、総務費の庁舎等改修事業では、庁舎統合による施設改修を行うものですが、施設の貸し館等の調整の結果、年度内の完了が見込めないことから5,417万5,000円を繰り越すものです。

有隣館整備事業では、施設の建設位置の決定が2月になり、当該用地に存在する集会所の解体が必要となり、新たに解体設計を実施することとなりましたが、年度内の事業完了が見込めないことから当該設計委託料152万3,000円を繰り越すものです。

子ども手当システム改修事業では、支給の準備のためのシステム経費の助成が決定されたところですが、年度内でのシステム導入完了が見込めないことから委託料628万6,000円を繰り越すものです。

衛生費の循環型社会形成推進地域計画及びごみ処理施設整備基本構想策定事業では、用地選定作業が予定より進捗していないことや、市民参加型の施設とするための市民による意見をより多く取り入れるため、基本構想の素案について4月以降に設置予定の野洲市一般廃棄物適正処理システム検討委員会や広く市民から意見を求める機会を設けることが望ましいと判断し、それに5カ月程度の期間を要するため、事業費の一部182万6,000円を繰り越すものです。

次に、農林水産業費では、農業振興地域整備計画策定事業で農業振興地域の整備に関する法律が平成21年6月に改正され、国の農用地等の確保等に関する基本指針が平成22

年6月、県の農地農業振興地域整備基本方針が12月に示される予定となりましたので、これと市の整備計画の調整が必要となったため、当該計画策定委託料441万円を繰り越すものです。

美しい森林づくり基盤整備事業では、国の事業仕分け等で交付決定を受けたのが12月となり、工事が年度内に完了することが見込めないため、関連事業費310万3,000円を繰り越すものです。

消防費のJアラートコード化改修事業では、昨年5月の北朝鮮による短距離ミサイル発射、また8月の敦賀湾沖地震等の発生により連続運用や誤報防止などの安定運用のための諸調査、確認のための実証実験の実施及び調整に時間を要したことなどにより、年度末までの整備が困難なことから、消防庁において予算の繰り越しが予定されているため、事業費578万円を繰り越すものであります。

小学校の教育ネットワーク整備事業では、本補助金の交付決定が遅く年度内の完了が困難なため、関連事業費7,320万円を繰り越すものです。中学校の教育ネットワーク整備事業では、小学校と同じ理由により関連事業費3,250万円を繰り越すものです。

学童保育所整備事業では、野洲及び祇王のこどもの家新築工事設計業務委託で、場所の選定において学校や学童関係者との協議や調整に時間がかかり、年度内での事業完了が見込めないことから関連事業費総額1,770万4,000円を翌年度に繰り越すものです。

以上、一般会計補正予算第9号の提案理由とさせていただきます。

次に、議第46号、議第47号の2議案について一括してご説明申し上げます。

いずれも野洲中学校校舎改築工事に係る工事請負契約に関するもので、議第46号が建築主体工事、議第47号が電気設備工事でございます。

野洲中学校は昭和35年度から36年度にかけて建設され、建設後50年近くが経過しております。そのため、老朽化が著しい上、平成17年度の耐力度調査及び18年度に実施いたしました耐震化優先度調査において構造上危険な状態にあると判定されたため、校舎を改築するものであります。

今回の野洲中学校校舎改築工事につきましては、去る3月1日に執行いたしました一般競争入札の結果、議第46号建築主体工事では請負金額8億6,940万円、請負人を株式会社澤村、代表取締役社長澤村幸一郎を定めるとともに、議第47号電気設備工事では請負金額1億5,916万9,500円、請負人を東邦電気産業株式会社野洲営業所所長丸山圭二と定め、工事請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び野洲

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、今回議会の議決を求める建築主体工事、電気設備工事のほか機械設備工事につきましては、請負金額1億3,791万7,500円で請負人を株式会社北中工業、代表取締役北中良樹とそれぞれ請負契約を締結したことについてあわせてご報告申し上げます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

議長（鈴木市朗君） これより、ただいま議題となっております、議第44号から議第47号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議第44号から議第47号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、議第44号から議第47号までについては、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、議第44号から議第47号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第44号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

（全員起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議第45号平成21年度野洲市一般会計補正予算（9号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 4 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 4 6 号工事請負契約について (野洲中学校校舎改築工事 (建築主体工事)) は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 4 6 号は可決されました。

次に、議第 4 7 号工事請負契約について (野洲中学校校舎改築工事 (電気設備工事)) は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (鈴木市朗君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 4 7 号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第 3)

議長 (鈴木市朗君) 追加日程第 3、意見書第 1 号から意見書第 7 号まで、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案他 6 件を一括議題とします。

それでは、順次提出者の説明を求めます。

まず、意見書第 1 号について、第 1 5 番、西本俊吉君。

1 5 番 (西本俊吉君) 1 5 番、西本俊吉です。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案。経済・生活苦での自殺者が年間 7 , 0 0 0 人に達し、自己破産者も 1 8 万人を超え、多重債務者が 2 0 0 万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2 0 0 6 年 1 2 月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の 3 分の 1 を超える過剰貸付契約の禁止 (総量規制) などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は 多重債務者相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅、金融経済教育を柱とする多重債務者問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務者対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2 0 0 8 年の自己破産者も 1 3 万人を切るなど多重債務対策は確実に成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっ

ている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が規制された中小企業の倒産が増加していることなどをことさら強調し、改正貸金業法の完全施行の延期や貸付業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸付業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務者問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸付業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置された消費者庁の所管である地方消費者行政の充実及び多重債務者問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対して、以下の施策を求める。

- 1、改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2、自治体での多重債務相談体制の整備のための相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3、個人及び中小企業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

ただいまの意見書に対しまして、議員各位におかれましては趣旨等十分ご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案させていただきました。

議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第2号について、第6番、奥村治男君。

6番（奥村治男君） 第6番、奥村治男でございます。

選択的夫婦別姓法案について慎重に対応することを求める意見書を朗読させていただきます。

結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案が、通常国会に提出される動きがあるとの報道がなされております。

私たちの家庭・家族は古来より祖先と子孫は一つの血と命でつながり、そして夫婦は一心同体、子は宝という心情のきずなで結ばれ、家庭・家族の生活を営んできた。このこと

は日本の歴史と文化を貫く根幹であり生活すべての基準であると言える。また、夫婦は親子のきずなを最も大切にする道徳的存在であり、国家社会の基礎的単位である家庭は家族の一体感を高め、同時に社会的に夫婦・親子であることを公に示す役割を持つものである。

しかしながら、夫婦別姓の導入により、夫婦間に生まれた複数の子どもの姓について、父親又は母親のいずれかの姓を選択できるようにした場合、親子兄弟が異なる姓を名乗ることになり、家族の一体感が損なわれるおそれがある。世界の大多数の国で維持されているファミリー・ネームというものがなくなり、他人が見てだれが家族なのかわからないという不都合が生じるとともに、戸籍や住民票の記載も紛らわしいものとなり、行政現場での混乱も来しかねない。

また、子どもが姓を選択する制度又はどちらかの姓に統一する制度になった場合でも、子どもの姓が親の姓と異なる状況を生み出してしまう。親子をめぐるさまざまな痛ましい事件が報じられ、家庭崩壊の危機が叫ばれる中、選択的夫婦別姓制の導入は、家族の一体感や絆を損ね、その崩壊を加速助長するものである。

夫婦別姓のため、家庭・家族が根底から覆され「家族の維持」より「個人の利便」が優先する利己一辺倒の社会となれば、祖先より子孫へというつながりを大切にする精神的伝統は断絶し、高齢者の介護や親族間の扶養義務の思いも薄まり、民族の伝統文化は急速に変質することが憂慮される。

日本の伝統文化を守り、国の繁栄と平和な生活と共栄を願う立場から、国においては、「夫婦・親子同姓」制を堅持するため、選択的夫婦別姓法案について慎重に対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

委員各位におかれましては、よろしくご賛同いただけますようお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第3号について、第12番、田中良隆君。

12番（田中良隆君） それでは、永住外国人への地方参政権付与の法制化に慎重に対応してくださいという意見書の提案理由の説明をさせていただきます。これは坂口議員との共同提出になっております。私が代表して説明をさせていただきます。

今の通常国会でこの法案が出てくるか出てこないかという、一部ではもう今国会ではあきらめるといふ、そんな報道もされておりますが、この地方参政権については地方議会あるいは地方の声を十分に聞いてくださいという、それから議論をしてくださいという、そういう内容の意見書でございます。

ちなみに、全国都道府県の議会議長会ではことしの1月21日に特別議決がされております。永住外国人への地方参政権付与の法制化議論に対する特別議決ということで、ことしの1月にされてます。中身につきましては、永住外国人への地方参政権の付与については国会において拙速に法案提出や審議されるべき案件ではなく、当然のこととして、地方の意見が重視されるべきものである。よって、今後永住外国人への地方参政権の付与については、具体的な議論を始める場合には国民の幅広い議論を喚起しつつ、地方の意見を十分に聞くように強く求めるという、そういう議決がされております。

今現在、各47の府県の議会がありますが、そのうちの28で47分の28、ざっと6割になると思いますが、これで反対の議決がされております。これは3月19日現在の数字でございます。なお、首長につきましても7つの県知事、165の市長あるいは区長、238の町長、村長が慎重であるべきだという、そういう署名をされております。

ちなみに、日本以外の国を眺めてみますと、よく韓国あるいは中国が話になりますが、もちろん中国は認めておりませんし、韓国につきましては、認めてはおりますがこれも参政権の前提となります永住権の取得に関して投資額だとか年収など、そういう厳しい条件が課されております。北朝鮮はもちろん認めておりません。例えばイギリスですと一部認めておりますが、それはアイルランド国民ですとかあるいはEUの国民、いわゆる経済共同体のそういう国民に認めております。EU各国は大体それで足並み、EUについては認めるというような内容になっておりますし、ロシアは認めておりません。あと、オーストラリアはもともとの英国の植民地やったということもあってイギリスには認めておりますが、そんなことで無条件に認めるようなところは私の資料では見当たらないという、そういうところでございます。

意見書の中身につきましては、とりあえず慎重に議論いただきたい、地方の意見を十分に酌み取ってそれから国会の議論に持って行っていただきたい、そういう意見書でございます。

議員の皆様方には十分趣旨を賛同いただきますことをお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第4号について、第2番、野並享子君。

2番（野並享子君） 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書案を朗読させていただきます、提案とさせていただきます。

国民健康保険は1958年国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を

保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されました。

現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者が増え、さらに青年の非正規雇用者の加入などもふえています。そのため国民健康保険は、事実上、低所得者で他の医療保険に入れない人々の医療保険となっています。ところが、加入者の所得は低下しているにもかかわらず、年々保険税が上がり、支払いが困難となっている世帯がふえています。

保険税が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。1984年までは、「かかった医療費の45%」が国庫負担でしたが、現在では38.5%まで引き下げられています。さらに、市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止され、その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では3割に減っています。

よって国におかれては、国民健康保険を真に社会保障制度として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

ということで、議員各位のご賛同を得られますようお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第5号について、矢野隆行君。

7番（矢野隆行君） 7番、矢野隆行でございます。

意見書5号の本文を朗読してご説明にかえさせていただきます。

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書案、介護保険制度がスタートしてから10年を迎えましたが、介護現場では深刻な問題が山積しています。特に特別養護老人ホームの入所待機者は42万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻です。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護事業者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきています。

しかも、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口がピークを迎えると言われています。今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められています。

そのために、2012年に行われます介護保険制度改正では、抜本的な制度計画の見直しが必要と考えます。政府におかれては、介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、特に以下の点について早急な取り組みを行うよう強く要望します。

記

1、2025年までに“介護施設の待機者解消”を目指す。そのために、介護3施設を倍増させ、特定施設、グループホームを3倍増にする。

介護3施設とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設。特別施設におきましては、有料老人ホーム、ケアハウスなどがございます。

2、在宅介護への支援を強化するために、24時間365日訪問介護サービスへ大幅な拡充を行うほか、家族介護が休息をとれるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡大する。

3、煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続を簡素化、要介護認定審査を簡化し、すぐに使える制度に転換する。

4、介護従事者の大幅給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行う。

5、介護保険料の上限が高くなりすぎないように抑制するために、公費負担割合を5割から、当面6割に引き上げ、2025年には介護保険の3分の2を公費負担で賄う。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

議員各位におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第6号について、第1番、太田健一君。

1番（太田健一君） 1番、太田健一です。

企業・団体献金の禁止を求める意見書の提案説明を行います。

今政治において、政治とカネの不祥事が国民の政治不信を招いています。政治とカネにまつわる不祥事、不透明な政治資金の収受は、国民の政治不信の源であり、政治資金の規制と透明化は今後いっそう推進することが求められています。

これまでも政治とカネの問題が明らかになるたびに、政治資金規制法による企業・団体献金の基準などが改正されてきましたが、政官業の癒着構造を絶つことはできないままです。

そもそも、企業や団体が、カネの力で政治に介入することは、民主政治の基礎を危うくするものであり、政府に設置された選挙制度審議会は、何度も企業・団体献金を禁止して、

政治献金を個人に限るよう答申しています。

よって、企業・団体による政党・政治団体・政治家への献金を無条件で禁止されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上は意見書の内容です。今政治とカネの問題は本当に国民の怒りであり、清潔な政治を求める声が広がっています。昨日も甲賀市市議会では企業・団体献金禁止を求める意見書が全会派賛成、全議員一致で可決されています。議員の皆様の賛同をお願い申し上げまして提案説明とします。

議長（鈴木市朗君） 次に、意見書第7号について、第8番、梶山幾世君。

8番（梶山幾世君） 8番、梶山幾世でございます。

政治資金規制法の制裁強化を求める意見書案について朗読をもって説明にかえさせていただきます。

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が論議され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規制法改正が繰り返されてきました。しかし、本年1月、政治資金規制法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことであります。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかり取り組むことが強く求められております。特に、「秘書が勝手にやったことで自分は知らない」と、議員みずからが責任をとろうとせず、会計責任者が不正行為を働いた場合には監督責任のある政治家が責任をとる具体的な仕組みをつくる必要があります。

現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されておりますが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ません。

したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきであります。

政府におかれましては、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する

政治資金規制法改正案の今国会での成立を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

どうか、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木市朗君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第7号までについて質疑を行います。ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時10分 休憩）

（午後3時27分 再開）

議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を再開します。質疑通告書が提出されたので発言を許します。第2番、野並享子君。

2番（野並享子君） ただ今議題になっています、選択的夫婦別姓法案について慎重に対応することを求める意見書案について、質疑を求めたいと思います。

野洲議会で夫婦別姓について議論をするのは初めてでありますので、これまでの基本的な問題について解明をしていきたいと思います。

女子差別撤廃条約が採択されて30年。日本では、今なお異常な女性差別が続いています。

日本の民法には、いまだに夫婦別姓を強制する制度や女性のみでの再婚禁止期間、また、男女別の婚姻最低年齢、婚外子への相続差別など、男女平等と人権尊重に反する遅れた制度やしくみが残っています。

国連の女子差別撤廃委員会は昨年7月に日本政府に対して、第6回報告書に対しての最終意見が出されました。

その中で委員会は、前回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する。委員会は、男女別に婚姻適齢を18歳に設定すること、女性だけに課せられている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法制度の一部であることから、本条約の規定にそうように国内法を整備するという義務に基づくべきものであることを指摘するとして、2年以内に報告するよう求めています。ヨーロッパでは母性の社会的役割を重視し、子育ては男女と社

会全体の共同責任であるという女性差別撤廃条約の原則に立ったルールが確立されていません。日本でも民法や憲法を国連女性差別撤廃条約の精神にそって改め、男女平等、個人の尊厳の徹底を図るべきだと考えます。

また、政府は男女共同参画基本計画で、2020年度までにあらゆる分野で指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にするという目標を掲げています。そのために女性が不利益をこうむらないことが必要であり、女性の地位向上のために早期に民法の改正をする必要があります。

意見書の具体的な内容についてお伺いいたします。まず、意見書に書いてあります家庭・家族ということが国家社会の基礎単位であるということがされています。この家族主義に対して個人主義が夫婦別姓論を展開していると結論づけておられる方もおられます。このような対立をおおるのはいかなものかと考えます。この意見書で別姓を選択することができるようになれば家庭崩壊を加速助長するものであると断定していますが、この論法はいかなもののでしょうか。見解を求めます。

次に、日本の歴史から見ますと、北条政子など別姓でした。しかし、これは男女平等の観点から別姓だったのではなく、女性が婚家に入れない結果でした。また、江戸時代、寺院の寄進帳には名字が書かれており、庶民にも苗字があったようではありますが、通称名の人もありました。明治3年1870年に平民苗字許可令というのが出まして、そして明治8年1875年には平民苗字必称義務令というのが出まして、国民は皆公的に名字を持つことになりました。戦後、結婚に際して姓は民法750条でどちらでも選択できるようになっていますが、97%の女性が夫の姓を名乗っており、仕事上支障を来す状況も生まれてきました。こうした中で民法の改正を求める声が大きくなってきました。2001年8月に内閣府が選択的夫婦別姓制度に関する世論調査を行いました。選択的夫婦別姓の賛成派が初めて反対派を上回り、20代30代では男女とも80%の賛成、30代の女性では9割以上が法改正を望んでいました。1986年当時は反対が66%あったことを考えますと国民の意識が大きく変わってきたということでもあります。選択することができるということが受け入れられているんです。この点についての見解を求めます。

意見書の最後のほうに高齢者の介護、親族間の扶養の義務と書かれていますが、夫婦親子が同姓であれば解決する問題ではありません。他者を思いやる心はそれまでの育て方、育ち方であります。姓に関してこれまで少しずつ改善されてきました。離婚したとき、もとの姓に戻らず夫の姓のまま続けるということができるようになりました。これは母親や

子どもに影響が出ないようにするためです。次に、再婚する場合、別姓の選択ができれば子どもも母親も不利益になりません。夫婦同姓を強制する国は先進国では見られない状況であります。この点についての見解を求めます。

議長（鈴木市朗君） 第6番、奥村治男君。

6番（奥村治男君） 6番、奥村治男です。ただいまの野並議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

今、ご質問4点ばかりあったかと思えます。まず、1点目につきましては、家族主義それと個人主義に対してのお尋ねであったと思えます。これにつきましては、家族主義が著しく、家族主義が良しも悪しも本人の波が厳しいときに同調していたり、あるいは極端に将来に悲観的であったりすれば自立を目指すことを妨げるおそれがあると思えます。カナダのように個人主義にそって相対化すれば見捨てるというのではなく自立を見守るという健全な姿勢が保てると思われます。日本の定着可能な考え方はどうかと言いますと、これは疑問が残ります。日本において当事者自身が家族主義と個人主義のバランスをとって自立を目指すことができるのか、その模索と検証をしていく必要があるのではなからうかと私は思います。

それと、2点目のお尋ねの家族崩壊を助長するのではないかというお尋ねだったと思えます。これにつきましては、夫婦は親子のきずなをもっとも大切にす道徳的存在であるわけでありす。国家社会の基礎的単位である家庭は家族の一体感を高め、同時に社会的に夫婦親子であることを公に示す役割を持っていると思えます。このことが夫婦親子同姓であります。しかし、夫婦別姓のためこれが根底から覆され、家族の維持より個人の利便が優先する利己一辺倒の社会となれば家族の名称たる姿勢がなくなりす。縦の、生命祖先より子孫というつながりを大切にす精神的伝統は断絶し、これまで守られてきました墓守、先祖の守という、そういった義務感、責任感が失われるのではないかと思えます。日本の美風も荒れていくことにならうかと私は思います。

次に、3点目は2001年8月の内閣府の選択的夫婦別姓の世論調査、それと1986年の当時の調査のデータで、2001年8月は80%が賛成だったと。86年には反対が66%だったのが80%が賛成に変わったということをおっしゃっていると思うんですが、大変よく野並議員はお調べになっていると思うんですが、まことに申しわけないんですが、これちょっとデータが古いです。ことしの2010年の、この直近ですが3月5日から8日に時事通信社が世論調査をしておるわけですけど、夫婦別姓の反対が55.8%であ

ります。賛成が35.5%ということで、本当に反対がこれだけ55.8%と多くなって
おります。これが直近のデータであります。

家族とは何だろうかという、1つの姓のもとに親がいて子どもがいるわけでありませ
れど、子どもを育てる基本的な原点で別姓を適用することは家族それぞればらばらな気持
ちを抱かざるを得なくなりませんか、私はそういうふうに思います。世の中が混乱して決
してよい社会にならないと思うわけであります。悪しき文化なら変えていくことも大切で
ありますが、変えなければならないことなのか本当にこれは疑問に思います。何でも変え
ればよいというものじゃないと思います。最近何か伝統や文化を日本人みずからが否定し
て捨てていくような気がしております。ここらで少し自分たちの文化伝統を見つめ直す必
要があるのではないのでしょうか。

私は、現状におきまして一部の人々の救済措置になったとしましても長期的に結婚と家
庭を崩壊へと導くものと思います。国民の知らない間に家族制度と戸籍制度が一つ一つ
崩れ、日本の家庭が根底から揺るがされると私は思います。

それと、次は高齢者の介護、親族間の介護の問題でお尋ねだったと思いますが、いわゆ
る家族の介護というのはやはり別姓となったら高齢者や子どもや孫が自分たちの世話をし
てくれるだろうかという不安があります。大きな不安に陥るんじゃないかと思えます。ま
た、家の墓を守ったり、祖先の供養がおろそかになるおそれがあります。老年者問題、現
在の政治の重要課題であります。厚労省のゴールドプラン等ではその中心は在宅介護に
置かれております。在宅介護は夫婦家族が一体となった協力がなければ無理なことである
わけであります。しかし、別姓論者の家庭では配偶者の老身介護など考えられないことだ
と思っております。

以上、野並議員の質問にお答えさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 今、ご答弁いただきましたが、第1点目のところは何かちょっと
意味が理解できなかったんですけども、まず、今言われたことは同姓ならば公に夫婦であ
る、子どもであるということができて、墓守とか介護がしてもらえとか、何かそういう
ふうな結びつきをされているように思ったんですけども、別姓な国においてそしたらでき
ていないのか、そんなことはないですよ。韓国もすごく家族愛、親子愛、夫婦愛が強いと
思いますけど。中国もしかりやと思います。さまざまな国で別姓が採用されているとい
うのは御存じだと思うんですが、その国で墓守ができないというふうな、そんなことは聞か

ないんですけど。その点についてお尋ねしたいと思います。

それと、これは流れと言いましょか、この女子差別撤廃委員会から同じ最終見解が出された中に、29番目に出ているのが、日本において、締結国において、男女間の不平等が存在している、それを懸念すると。この委員会は家父長制に基づく考え方や日本の家庭社会における男女の役割と責任に関する深く根付いた固定的性別役割分担意識が残っていることを女性の人権の行使や享受を妨げるおそれがあるものとして引き続き懸念するというので、この家庭や家事の不平等な責任分担を助長している、こういうのは結局労働市場における女性の不利な立場や政治的、公的活動や意思決定過程の女性の低い参画をもたらしていることに留意するというので、この固定的性別役割分担意識にとらわれた姿勢そのものをこれを改善をするようにということで、特にこの勧告が出されたこういう中身を政府の職員、政治家、国会議員、女性団体及び人権団体を含む一般国民に認識させるために広く国民に周知させることを要請するというので出されております。

男女共同参画ということで法律ができ11年になりますか、野洲にもあります。滋賀県の男女共同参画のホームページをあけてみました。その中で、見えますか、見えませんか、ここのところをちょっと拡大してほしいんです、文字のところね。重要な方針を決定する地位につく女性が少ない原因として、53%男性優位の組織運営や制度が残っているから、2つ目が地域社会では性別によって役割を固定しようとする考え方や意識が残っている、3番目が女性が重要な地位につくことに家族や周囲の理解や協力が得られないからというような形で、何で女性がそういった地位につけないのかというのが出されております。

もう1つ出されておったのが、これも上の2つの文字のところを拡大してほしいんですけども、男性の地域や家庭における活動への参画に必要なこととしては、夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること、次が男性が家事などに参画することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと、3つ目が社会の中で男性による家事、子育て、介護、地域活動についての評価を高めることという形になっているんです。ですから、最後に言われた家族介護とかそういった部分は、このもっともっと本当に男女共同参画というこの世界の流れ、そして国の流れ、滋賀県でも野洲市でももっともっと私は徹底をしていかなければならないというふうに思うんです。

そういう意味において、今アンケートがどうのこうのとおっしゃいましたけども、ということ、まだまだこの徹底というのか啓蒙、啓発ということができていない証、要は国連の女子差別撤廃委員会が何度勧告をしても前に進まないというのは、それを徹底しよう

としている国なり県なり市の大きな責任があるというふうに今聞いておりました。このことに対して、やはりもっともっと啓蒙せんらんというふうに私は思うんですけども、どうお考えでしょうか。

もう1つ、今文化やら悪しき日本の伝統文化、その夫婦別姓ってこれは全部がやるのではなくてその方が選択をすることができるというように変えるんですから、別に夫の姓でも構わない、妻の姓でも構わないという今現状でありますよ、我々の子ども。一人っ子同士の結婚になった場合、一人息子やからというふうな状況ではありませんよ。一人息子であろうと一人娘であろうと両性の合意のもとに結婚するんですから、そういうふうな意味においてどちらも選択できるというようになれば両方との部分を持っていくことができるというのも1つありますし、いやいや別に構へん、こっちの姓で構へんという人はそれを選択することができるんですから。ですから、それが家庭崩壊になるなんていうのは私は違うと思いますが。逆にどちらかに無理を強いているという状況にはなっていると思うんですけど。

それで、通称でもできるということで、今政府やら国の職員に対して職員録とか出勤簿、原稿の執筆とか人事異動の通知書など、こういうのは旧姓使用を認めているんです。しかしながら、通称でいきますと、免許証とかパスポートとかそういった部分ができないんです。本人を特定する書類が出せないんですよ。ですから、やはりこういった不合理があるということに対して夫婦別姓を選択できるようにしていくというこの流れというのは本当に時代に即しているといいましょうか。国連の差別撤廃委員会が日本に2年以内にこれに対する回答を出すということを言っております。ですから、野洲の議会でこのような、最後にこの意見書の中には夫婦同姓を堅持するということが書かれてますね。慎重に審議するだけじゃなくて、夫婦同姓を堅持する、そういうふうな形の文言が書かれているようなものを意見書として国に上げていくというのは、本当に私、野洲市民の良識が問われます。方向性としてはちょっと後ろ向きの今この意見書だというふうに思いますが、ご答弁をお願いします。

議長（鈴木市朗君） 奥村治男君。

6番（奥村治男君） 野並議員の再質問にお答えします。

今、韓国は夫婦別姓制度をとっているということでおっしゃったわけですが、ドイツでは93年に夫婦別姓を容認したわけですが、基本的な考えは夫婦は同姓が原則であるということでもあります。夫婦同姓の原則はあくまでも維持されておまして、フラ

ンスでも夫の姓を名乗っている慣習法を前提とした別姓を認めております。また、ヨーロッパ諸国では同姓とは夫の姓であり、妻の姓を名乗る制度は今ほとんどないというふうに言われております。

我が国におきましては、夫婦別姓が導入されますと個人が解放され社会の進歩が実現するかどうか疑問であります。そうではなく、個人がよって立つ基盤である家族が解体され、夫婦関係や子どもの教育、青少年や高齢者の問題等に深刻な事態があらわれることが予想されます。その結果、社会に混乱をもたらされると思われます。こういったことが予想される3つの点が私は上げられるんじゃないかというふうに思ってます。

1つは、事実婚が増加しまして結婚制度が否定される。2つ目は、離婚の急増によりまして子どもが被害者になるおそれがあります。3つ目は、老人介護や祖先の祭祀がおろそかになるんじゃないかと、このように思っておるわけです。この問題につきましては、やはり広く国民の意見も聞いてこの選択的夫婦別姓法案については慎重に対応していただきたいということを野洲市議会としては政府に対して強く要望したいという気持ちで意見書を出したわけですので、ご理解賜りたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君、もういいと。

次に、16番、三和郁子君。

16番（三和郁子君） ただいまの提出者野並議員の国民健康保険に対する負担の見直し・増額を求める意見書につきまして、意見書の文面中、中ほどなんですが、国庫負担比率についてちょっとお尋ねしたいと思います。

国庫負担率が1984年、これは昭和59年ですね、それまでは45%、現在では38.5%と記載されておりますけれども、この両者の負担比率ですね、この算出方法は同じ方法なのかどうかをまずお尋ねいたします。

議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

2番（野並享子君） 38.5%、まず、これはこの意見書の中でこの問題が重大なものとなっているんでしょうか。まあ、そのお尋ねですので、この1984年に国が医療費を45%というのを定額として国庫負担をしていた。それを医療費給付、かかった費用、医療費ね、その医療費給付の50%という形に変えたんです、この1984年に。それで、その医療費給付という形に医療費全体の部分の45%から医療費給付の50%という形に改訂をしました。この医療費というのは患者の自己負担分を含む、3割負担を含んでいるんですね。患者の自己負担分を含む治療にかかった費用の全体ということでこういう

形にしましたから、市町村の国保の中では、患者負担が3割、療養給付として保険から入ってくるのが7割で100%の会計になっていると思うんですけども、そういう部分をこの医療費給付の50%という形の換算にすると医療費というのが38.5%になったということです。グラフか表か何か書かないと、全体枠の医療費の本人負担の3割と保険からの部分のその部分の医療費を削減したというところ辺ですので、7割の保険という形になる。3割の負担というのは国保会計の窓口負担として病院で払っているお金ですので、国保会計の中では病院で払っているお金というのは出てきませんよね。ね、坂口さん。国保会計というのはみんなからいただいた税金、国保税と、そして国から来る療養給付費と、それぞれの組合健保とかいうところからの交付金という形で保険の会計は成り立っていると思うんです。その全体のところから医療費、今さっき言いました医療費というのが自己負担分も含んで国が出しているそういうところをしました。そういう形で計算をすると38.5%になるという、そういう形です。

議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

16番（三和郁子君） 今、野並議員の説明なんですけど、ちょっと非常にわかりにくかったんです。

年度でいきますと59年までは定率国庫負担が医療費の40%、財政調整交付金の医療費の5%で45%という、この医療費が分母として出ているんですよ。それで、今度の59年度以降38.5%という、数字を気にしているけどもそれは重大かと言われましたけども、やはり意見書を出すときには数字、文言というのは我々議員はしっかりと認識した中でその採決に加わらないといけないというふうに思っておりますので、確認をさせていただきます。

59年以降と言いますと、これ分母は給付費に変わっておりますね。そういうところを私は今確認をしておきたかったんですけど、これ検索をかなりしてみたんですけど、共産党市議団がどのような意見書を出しておられるのか。そうしますと、2008年10月24日に神戸市議団のところから同じ意見書の形で出ておるんですよ。そこにもちょっとわかりにくい同じこの文言でしたので、こういうわかりにくい、理解しにくい中での採決に加わるのは、しっかりと意見をお聞きした上で加わりたいなと思ひまして質問をさせていただきましたので、今、野並議員の説明で理解はしにくかったんですけども、答弁は結構でございます。

議長（鈴木市朗君） 次に、14番、丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） 14番、丸山敬二です。

意見書第7号政治資金規制法の制裁強化を求める意見書、これについて意見書に書かれてます言葉、それから文言ですね、文書全体についても少し理解できないところがありますので、何点かお伺いしたいと思います。

まず、この中で一番ポイントとされていると思う、「立証するのは困難であり」という、前に「相当の注意を怠った」と、立証するのは困難であると書かれているんですけども、この前後関係もよくわからないんですけども、立証ということであれば検察当局のことであって、この立証が困難というのはだれが判断されて困難と言われているのか、提案者なのか、又は一般の方どなたかがおっしゃっているのか、その辺が少しわかりにくいので、まずこの立証するのはどなたかというのを一つ教えていただきたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 8番、梶山幾世君。

8番（梶山幾世君） 丸山議員の質問にお答えをさせていただきます。

この立証するのは困難であるというのはだれがするかということを一言で申しますと、検察庁、東京地検が調べてもこの50万以下の罰金に値する立証ができないということが、調べても調べても立証できないということで困難であるというふうにここで申しております。

つけ加えていいでしょうか。つけ加えますと、私たちこれ意見書を出しますのは、あくまでも政治とカネのこの問題を徹底的に解決してクリーンな政治にしていきたいということから政治資金規制法の改正案を出しております。今回この「会計責任者の選任及び監督」であると、この監督責任だけ追求することができないんですね。この選任について検察庁が調べてもそこまで相当の注意を怠ったという立証することができないので、これを文言として「選任又は監督」というふうに置きかえると、監督責任を追求していけるということでこのような文言に変えて、国会議員、政治団体の代表ですね、国会議員自身が秘書がやったこと、会計責任者がやったことは国会議員の代表者の責任であると、その責任をしっかりとっていくべきであるということをしかりと訴えたいためにこの意見書を出しました。

どこまでも今の政治というのは皆さん関心あるのはこの政治とカネの問題、非常にいろんな方も言われております。ここでもう少し具体的に申しますと、鳩山首相は野党時代に秘書が犯した罪は政治家が罪を受けるべきだと主張いたしました。また、小沢幹事長は自身の著書『日本改造計画』の中で、政治資金規制法違反者に対する罰則を強化し、政治腐

敗防止制度を確立すべきであると。具体的には違反者を公民権停止処分にし、違反の言い逃れを封じるために連座制も強化すると述べておられました。

今、私たちは鳩山首相も小沢幹事長もご自身のこういった発言をどのように思っておられるのか問いたいという思いもございます。政権が変わりましたら与党時代と野党時代ではやっぱり立場が変わりますのでそういうことになってくると思いますが、ここで言いたかったのは、そういった野党時代に言ったことは政権与党に入ってもしっかりと取り組んでほしいということが言いたくてこの意見書を出させていただきました。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） 今、質問に対してお答えいただいたんですけど、かなり言っていたんですが、じゃ、そこでお伺いしますが、政権云々の話は別として、この中にも書かれております「選任及び監督」という言葉を「選任又は監督」という「及び」を「又は」にすれば制裁の強化になるのか、この辺をお伺いしたいと思います。

それから、政治資金規制法改正案が今国会に提出されているということですが、ちょっとこちらではその事実は把握をしておりませんので、この辺のこともお伺いをしたいと思います。

議長（鈴木市朗君） 梶山幾世君。

8番（梶山幾世君） 丸山議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどちょっと先走った形のようなになったかと思ったんですけども、この会計責任者の「選任及び監督」ということになりますと、これセットになって監督だけの追求ができない文言になっているんですね。それで「選任又は監督」というと選任の追求はできないけれども監督責任の追求はできるということでこのような文言に変えたということです。この文章にもそのような意味合いのことが、ある程度判断できるのではないかというふうにとらえております。

この今国会に出したかどうかということなんですけども、この法案に対しましては、公明党は昨年秋の臨時国会で改正法案を提出いたしております。秘書の不正の責任を政治家がとる、不正議員は公民権の停止、政界退場を実現する法改正ということで、新たな疑惑が続々と発覚している偽装献金問題、鳩山首相は今回の公明党からの追求に対して総額2,177万の偽装献金のほかにも5年間で約1億7,700万円に上る5万円以下の匿名献金にも虚偽記載があることを事実上認められました。こういった偽装献金問題について、

再三首相に対してみずから国民に説明責任を果たすように強く申し上げておりましたが、一貫して捜査に委ねるという姿勢でありました。

この改正案は昨年11月11日に衆議院に提出をいたしておりまして、鳩山首相に何回も、公明党は1回だけではなくて何回も説明責任について質問をいたしました。そこで鳩山首相は、この法改正については基本的に前向きに対処すべきではないかという、ちょっと断定的な言い方ではないんですけども、考えていくという感じの言葉で終わっておりますので、今国会で、こういったことははっきりと政治資金規制法の法改正で監督責任はしっかりととっていくべきだということを申し立てるために意見書を出させていただいたわけでございます。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） また質問以上にお答えいただきましてありがとうございます。

「選任及び監督」ということと、「選任又は監督」のところなんですけど、「及び」と「又は」は、「又は」を使うと監督のほうの注意義務のことを強調されるというような言い方をされてましたけども、法律文に書かれる等位構造の表現というのがありまして、その中でこういった「及び」とか「又は」のことがいろいろ書いてあるんですね。単純に「及び」と「又は」というと、「及び」はおっしゃったとおりAアンドBですからAとBどちらかかりますよと。「又は」はオアですから選任又は監督、どちらかなんですね。

例えば、じゃ、私は選任のときには一生懸命やりましたと、選任しようとする人のいろんな資格を持っているとか人物はどうやとかやりましたと。だから信用できるから監督を任せましたと言えるのかということにもなると思うんです。そこで、この法律の文書の中では、法律文をつくる場合はこういう抽象的、包括的にとらえようとする場合はA及びBと、「及び」のほうを使うのが多いというように法律用語をつくるときにはそういうふうに言われてます。ですので、ここのは「又は」で制裁強化になるのかどうかというのは疑問でございます。

あと、先ほどの法案の提出については承っておきますので、あとはご答弁は結構です。ありがとうございました。

議長（鈴木市朗君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第7号までについては、会議規

則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第7号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第7号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

議長(鈴木市朗君) 暫時休憩いたします。

(午後4時18分 休憩)

(午後4時18分 再開)

議長(鈴木市朗君) 再開いたします。

討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、2番、野並享子君。

2番(野並享子君) 選択的夫婦別姓法案について慎重に対応することを求める意見書案に対して反対討論を行います。

選択的夫婦別姓は世界の流れです。ドイツでも選択制が導入をされました。原則と言われますが、導入はされました。日本でも、だから選択制夫婦別姓ということで、別姓を基本ではありません。選択制という形だから選択的というのがついているんです。日本政府が女子差別撤廃条約に署名してから30年がたちました。批准するまで5年かかりましたが、その間に国籍法を改正し、父系血統優先主義から父母両系血統平等主義に改められました。また、男女雇用機会均等法が制定されるなど、法律の整備が行われてきました。国連の女子差別撤廃委員会から、何度も日本政府に対してあらゆる分野における女性に対する差別を禁止する立法やその他の措置をとることを警告してきました。こうした中で、男女共同参画社会基本法が平成11年に制定され、配偶者からの暴力の。

議長(鈴木市朗君) 暫時休憩いたします。

(午後4時21分 休憩)

(午後4時21分 再開)

議長(鈴木市朗君) 再開いたします。

2番(野並享子君) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律や次世代

育成支援対策推進法や男女雇用機会均等法の改正など行われてきました。

内閣府の男女共同参画局のホームページで男女共同参画社会基本法第二条について検索いたしました。男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員としてみずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会と明記しています。

その中にいろいろありますが、具体的に家庭生活の充実としてというのが出されております。第1点目、家族を構成する個人がお互いに尊重し合い、協力し合うことによって家族のパートナーシップの強化。2つ目が仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって男女がともに子育てや教育に参加をするとされており、今回の意見書で、祖先より子孫へというつながりを大切にする精神的伝統は断絶し、高齢者の介護や親族間の扶養義務の思いも薄まり、民族の伝統文化は急速に変質すると書かれていますが、今、国際社会やまた国内社会、そして滋賀県、そしてこの野洲市で進もうとしていることは、この男女共同参画社会の精神に基づいております男女が社会の対等な構成員としてともに責任を負うということでありまして、この意見書はこの方向から逆行しております。

国連の第6回女子差別撤廃委員会の報告にもありますが、日本には家父長制に基づく考え方や固定的性差別役割分担意識が残っていることが女性の人権の行使や享受を妨げるおそれがあり、このようなことを解消するために意識啓発など積極的かつ持続的な対策をとることを要請するとしております。また、報告では委員会は前回5回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間及び夫婦の氏を選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことに懸念を有する、委員会は男女ともに婚姻年齢を18歳に設定すること、女性のみ課せられている6カ月の再婚禁止期間を禁止すること及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正に早急な対策を講じるよう締結国に要請する、委員会は本条約の批准による締結国の義務は世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締結国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定にそうよう国内法を整備することを義務に基づくべきであることを指摘するというので、2年以内に報告を求めるようにしています。

このような要請が国連からあるもとの、速やかに法案を成立させる意見でなく、夫婦親子同姓制を堅持するための意見書を上げていくのはいかがなものでしょうか。野洲市では

人権と環境というのを掲げて行われております。野洲市民の良識の程度が問われており、本意見書を国に上げることに對して反対をいたします。

議長（鈴木市朗君） 次、13番、中島一雄君。

13番（中島一雄君） 13番、中島一雄でございます。

私は選択的夫婦別姓法案について慎重に對応することを求める意見書案に對する賛成討論を行います。

まず最初に、実際に提案されている民法改正案、選択的夫婦別姓制度というものがいかなるものかということを確認しておきます。選択的夫婦別姓制度というのは、法律上の婚姻のとき夫婦となる者の姓を同じにするか、それともそれぞれのもとの氏のままにするか夫婦合意の上で選択できるようにするという制度案です。その他の例外的又は家裁許可制夫婦別姓制度などがありますが、ここに触れるのは選択制度のみといたします。

では、今現在の法律ではどういう制度になっているのでしょうか。現在は民法と戸籍法によって婚姻のときの氏の決め方が決まっています。民法750条夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する、つまり夫となる人又は妻となる人のいずれか一方の氏を夫婦の氏とするということでございます。

ここには大きな誤解を招く要素があります。この規定は大半の人は片方が氏を変えると理解しています。氏は家族をあらわす名称でございます。田中さんの家族を田中家と呼ぶのは今でも自然な呼び方ですし、それをおかしいと感じる人はいません。個人で呼ぶときに氏で呼ぶのは単なる習慣の問題で、ですから民法の規定は新しく夫婦となる者はその新しい家族の名前を夫の実家の氏又は妻の実家の氏といずれかから選ぶことができることを定めるのであって、片方が名前を変えなければならないと定めているわけではありません。この点で、一部の選択制推進派の人たちが言う**現行制度の改正**、改氏強制とは、改氏に伴う精神的苦痛とかが、単に氏というものの役割に對する誤った理解から発しているということでございます。

以上のことから、現行の氏に關する制度は、古来から家族の名称として使われてきた氏というものの役割に合わせて戸籍登録上のルールと定めたものとして一定の合理性を有するものと考えてよいと思われまゝ。もし現在の制度よりもすぐれた制度があるならば賛成するにやぶさかではありませんが、検証してみると選択制度は以前よりも欠点や問題点のほうが多いと思われまゝ。

以上のことにより、選択的夫婦別姓法案について慎重に對応することを求める意見書案

に賛成をいたします。

議員各位におかれまして、ぜひご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、12番、田中良隆君。

12番（田中良隆君） ただいま中島議員が今の意見書に賛成の討論をされました。私も賛成討論ですが、もう少しわかりやすく賛成討論をしたいと思います。

もともと夫婦別姓にしようというのは、結婚した女性が職業上結婚後も旧姓をそのまま使いたいという、そんなところから議論が始まっております。今現在、必要でしたら既に通称としての旧姓を使い、身分証明書やパスポートでも旧姓の併記もできるわけでありまして、今では広く認められつつあります。つまり、労働慣行を変えればよいだけの話でありまして、何も民法を改正したり戸籍をいじったりするようなことは必要ではございません。

日本は明治時代、民法をつくるときに夫婦別姓を主導しようとしておりましたが、国民は、夫婦は同じ姓でありたいという、そういう声が相次ぎ夫婦同姓になったものであり、もちろん男の姓でもあるいは女の姓でもどちらかを選べるわけですから、男女差別でもございません。

また、先ほど野並議員が国連の女子差別撤廃委員会の話を何回かされました。私も調べてきました。国連のその選択制にしるという勧告に基づきまして導入した国というのは、イタリア、オーストリア、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、そしてハンガリー、フランス、スペインなど主に欧州の国でございます。これらの国々は、1960年ごろから2003年ぐらいまでのデータしかないんですが、婚姻率、結婚する率が4割以上も減って、離婚率が2倍になっております。婚外子の割合が5割も増加しております。北欧とかフランスでは婚外子は今現在5割を超えているという現実があります。

こういう現実、実際の数字を見ますと、例えば野洲市でそういうことが起こればということを考えてみますと、今現在日本の婚外子というのは統計上は2%だそうでございます。それがスウェーデンやらフランスやらのように5割を超えてしまいますとどうなってしまおうだろう、例えば野洲市の市営住宅がそういう人たちばかりでもういっぱいになってしまっ、野洲市に限らず社会保障だとか国全体のそういうのが膨れ上がってしまうような世の中が来ないとも限らない、そんな心配をしております。これは実際の事実婚と法律的な婚姻はその子どもが全く同じに扱いになるという、そういうので発生している問題でございます。

そんなことでしょうもないことも含めているいろいろ申し上げましたが、今回の民法の改正

案では、現在大方はもちろん同姓、野並さんも小菅さんも、太田君はあれやけど、同姓なわけですが、同姓の夫婦でも法律が施行されて1年以内に届け出れば別姓にできるという案だそうでございますが、私はゆうべうちの家内に確認しましたけども、もしかしたらあなたの奥さんなりあるいは配偶者の方が、法律が施行したらもう別姓で、夫婦名字変えてくれと言われたら大変でございますので、私はそういうような理由も含めまして賛成討論としたいと思います。終わります。

議長（鈴木市朗君） 田中良隆君。

12番（田中良隆君） 今、市営住宅がいっぱいになるという話をしましたが、市営住宅というのは削除しまして、いずれにしても、そういう人に対する今現在でも**大変な**社会保障的な経費がかかっておりますが、そういうのがふえるということで修正をさせていただきます。終わります。

議長（鈴木市朗君） 次に、第3番、小菅六雄君。

3番（小菅六雄君） 私は、意見書第3号永住外国人への地方参政権付与の法制化に慎重な対応を求める意見書について反対討論を行います。

ご承知のように、現在我が国には90万人を超える永住外国人がいます。12月定例市議会でも言いましたが、地方政治は本来すべての住民の要求にこたえ、住民に奉仕するために住民自身の参加によって進められるのが基本であります。ですから、外国人であっても我が国の地方自治体で住民として生活し納税をはじめ一定の義務も負っている、そういう人々が住民自治の担い手となるのは憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致するのであります。12月議会でこのようにも申し上げました。

ご承知のように、滋賀県でも2008年10月滋賀県議会でもこのように意見書を出しています。人権の国際化が叫ばれている今日、永住外国人は既に地域社会の重要な構成員となって活躍し、納税義務を負っているにもかかわらず社会保障や選挙権で同等とは言えない。地域住民として日常生活にかかわりの深い地方参政権の早期確立に向けた立法措置を講じられるよう強く要望すると意見書を提出しています。私はこの県議会の意見書も市民県民の意思を反映したものと考えます。ですから、先ほど田中議員の提案説明でありましたが、拙速である、あるいは慎重審議を、また地方の声をもっと聞くべきだと言われましたが、言うまでもなく、これまで十分地方で議論されてきたものでありまして、今制定すべき時期であると私は思っています。

このことは世界的に見ましても、先ほど一部参政権に対して条件があると言われました

が、EUの12カ国をはじめ、ノルウェー、アイスランド、ロシア、ニュージーランド、そして韓国、チリなど現在わかっているだけで22の国で実施されております。さらに今世界の流れとして多くの国々で永住外国人の地方参政権付与に向けた検討が行なわれていると報道もされています。以上が大きな1点目であります。

2点目に、意見書案では地方参政権の付与は民主主義の根幹にかかわる問題であるとともに、とりわけ地方自治のあり方に重大な影響を及ぼすとされています。言うまでもなく、憲法第43条では両議員は、両議員というのは衆議院、参議院のことです。両議員は全国民を代表する選挙された議員で組織するとされ、国政における参政権は日本国籍に限っています。これは当然なことであります。しかし、先ほど来言ってますように、地方参政権については地方自治の精神は住民自治を基本としておりまして、たとえ国籍は母国に残したままでも地域住民として地域社会の構成員として地方政治に参画することは、これを保障することは憲法上からも認められており、これは民主的国家としてのレベルが問われる問題であります。1995年2月の最高裁でも、永住外国人に地方参政権を保障することは憲法上禁止されているものではないと明らかにしています。

3点目に、本市議会では昨年12月議会で地方参政権付与に反対する意見書案は否決されています。ご承知だと思います。つまり、本市議会は地方参政権付与賛成推進の立場を逆の意味であらわしたものであります。これは田中議員もよくご承知だと思います。ですから、参政権付与に反対の意思を持つと思われる慎重審議の意見書は、私は本市議会の立場とは相入れないものと考えます。

さらに、これも12月議会で言いましたように、条例と法律の趣旨は違うといえども、本市で住民投票条例が制定され永住外国人も投票資格者としている点から見ても、慎重審議や付与反対は本市市議会ひいては市民の意思とは相反しているものと考えます。

以上、本意見書案の反対討論といたします。

議長（鈴木市朗君） お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

次に、第5番、内田聡史君。

5番（内田聡史君） ただいま議題になっております永住外国人への地方参政権付与の法制化に慎重な対応を求める意見書案につきまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

我が国には約200万人の外国籍の人たちが生活をしています。そのうち日本の永住資格や特別永住資格を持っている人が約91万人おられます。地域に密接な関係を持つに至っていることから、これらの人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとしてこれまでもしばしば永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところであります。しかし、日本国憲法は第15条において公務員を選定し及びこれを罷免することは国民固有の権利であると規定し、また第93条第2項において地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の議員はその地方公共団体の住民が直接これを選挙すると規定しております。

先ほど小菅議員がおっしゃられました、地域で生活や納税をしている方も住民であると申されましたが、この第93条第2項の中におきましては、住民の解釈として平成7年2月28日の最高裁判所の判例では、住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であるとしていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、**地方公共団体の長、その議会の議員、選挙権等を付与する**ことは憲法上問題があると言わざるを得ません。

永住外国人に地方参政権を与えている韓国との相互主義から日本も参政権を付与すべきであるという意見もありますが、そもそも在韓日本人で参政権を得ている者は数十人であるにもかかわらず、日本で対象となる在日韓国人は数十万人もおられ、決して相互主義が成立する条件にないと考えます。

一方、国籍法は第4条において、外国人は帰化によって日本国籍を取得できると規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するにはこの国籍法に定める帰化によるべきものと考えます。

さらには永住外国人への地方参政権の付与はとりわけ地方自治体のあり方に重大な影響を及ぼす問題であり、さらに地方であっても国益や領土など安全保障上の国策と密接に関係がある課題も少なくなく、これらのことから永住外国人への地方参政権の付与については国会において拙速に法案提出や審議に入る以前に、十分憲法上の観点を吟味し、地方の意見に耳を傾け、幅広く国民の議論を喚起すべきであると考えます。よって、国において

は、これらの課題を解決しないまま永住外国人に対する地方参政権付与の法律の制定に当たっては慎重な対応を求めるものであります。

そして、先ほど小菅議員が申されましたように、確かにこの参政権を認めている国はヨーロッパのEU圏を中心に北欧で多くのところが付与されているということではありますが、これはEU圏内、そして北欧諸国を中心に、あとは先ほど申されましたようにスイスやオーストラリアになっておりますが、まだ数カ国にすぎず、とてもこの付与に賛成しておられる方が言われるように世界の潮流などではないという認識であります。そしてまた、このEU圏内におきましてはもともとの日本とはバックグラウンドが違うのではないかと思います。北欧諸国は戦後の労働力不足解消のために積極的に移民労働者を受け入れ、それら外国人労働者を統合する政策の一環として相互に地方レベルで参政権が付与されたという特殊な事情があります。そして、ドイツやフランスなどはEU条約に基づき相互にEU加盟国の国民に対してヨーロッパ連合市民としての地方参政権を認めております。つまり、これらの国々はそれぞれの特異な事情や国際条約に基づき地方参政権を付与していると考えます。

そして、外国人の参政権のことではありますが、在日中国人の方、この方々に選挙権という話も出てくると思いますが、この中国では本国で選挙権が、選挙が行われていないのに外国である日本で投票ができるという点でその付与が正しいのかどうかという疑問も残ります。

そして、在日韓国人の方ではありますが、韓国政府は2012年に在日韓国人の方に兵役の義務を課すと、それとあわせて在日韓国人の方に選挙権を与えるというようなことも韓国政府がもう2012年から行うというふうに言うておりますので、このこともこれから国のほうで議論を進めていっていただかなくてはならないと考えております。

そして、アメリカではありますが、アメリカではグリーンカード、労働許可証兼永住許可証の取得が一時ブームになりましたが、このグリーンカードをとれば徴兵登録しろと言われる。そしてグリーンカードをとって徴兵登録をしてもアメリカでは選挙権は与えられません。それくらい参政権というものは重たいものであるということでもあります。

そして、小菅議員が先ほどおっしゃいました、本市で住民投票条例がつくられまして本市の永住外国人の方も住民投票を行えるということではありますが、住民投票の投票権は何ら法的拘束力がないものでありまして、今回のこの地方参政権の問題とは別の議論であると考えます。

以上で討論とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 次に、16番、三和郁子君。

16番（三和郁子君） 16番、三和郁子でございます。先ほど質疑をいたしました国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書に対して反対討論をいたします。

現在の国民健康保険制度は国民の大半が受け入れ可能な中負担、中保障の国民的コンセンサスの得られたすぐれた国民皆保険制度と受けとめております。国庫負担見直し・増額を要望する意見書の趣旨は心情的には理解、賛同できますが、しかし財源手当てはどのようにするのでしょうか。今の国の財政状況は100年に一度と言われる世界的経済低迷による継続的な財政難です。経済浮上の緊急施策、老後が安心して過ごせる福祉の実現、少人数学級実現や加配の充実などなど多岐にわたる国家施策の手当てや充実に困窮している現状は議員の皆さんは周知しておられるところです。

国民健康保険に対する国庫負担をふやせば必ず何かにしわ寄せが来ます。限られた財源の中ではシーソーの関係、何か偏重した施策の実行は極めて困難と推量できます。財源が潤沢なタイミングであれば意見書の趣旨に賛成できますが、財源手当てに妙手が発見できないこのタイミングで国に意見書を提出するには大局的に見てよしとは判断しかねます。また、意見書に記載の負担率の数値計算根拠が不明確な点があることも含めまして、この意見書の採択には反対といたします。

議長（鈴木市朗君） 次に、第7番、矢野隆行君。

7番（矢野隆行君） 7番、矢野隆行でございます。

意見書第4号につきまして国民健康保険に対します国庫負担の見直し・増額を求める意見書に対しまして反対討論を行います。

去る11月1日発行の国保新聞によれば、厚労省が22年度から国保税の課税限度額、基礎課税額プラス後期高齢者支援金と課税額を現行の59万円、内訳は47万円プラス12万円、それから4万円、3万円プラス1万円引き上げて63万円（50万円プラス13万円）とする方針を決めたと報じております。これは被保険者の低所得化による中間所得層への急激な負担のしわ寄せを緩和するためとのことであります。

また、保険税の応益割合が45%から55%未満でなければ応益割合が7割5割2割軽減が適応されない規定を廃止して、応益割合にかかわらず7割5割2割の軽減がとれるようにして低所得者の負担軽減を図るとしております。40歳以上の被保険者はこれに介護納

付金 10 万円が加わりますので、国保全体の納付額の法定上限は 73 万円となります。こちらはことしの 4 月に 1 万円引き上げたばかりでありますので、今回は据え置きとのことであります。

いずれも政令を改正し 22 年度から実施に移す予定であるとのことであります。これまで厚労省は世帯の限度額枠が 4 % を超えると限度額の引き上げを実施してきていましたが、この方針を転換して協会健保並みの 82 万円を目指して引き上げていくようでございます。

さて、厳しい財政状況にあえいでおります市町村国保にとっては、法定上限の引き上げで応益割の 7 割 5 割 2 割軽減が適応されない規定の廃止は保険税率の設定において自由度が増し、ありがたい改正に見えますが、逆にしぼりがなくなることで税率を決めるのが難しくなるようでございます。ただでさえ複雑な制度であるため、議員が税率の改正をどこまで理解できるか議案の審議は大変でございます。改正案を制定する行政職員にとってもシミュレーションが難しく、厚労省のつくるワークシートに頼らざるを得なくなります。結果的に国の言いなりになってしまう可能性もございます。

また、保険税の軽減にかかる費用は保険基盤安定制度の中で市町村が 4 分の 1、都道府県が 4 分の 3 を負担しているため、7 割 5 割 2 割の軽減対象がふえると地方負担が膨らむ可能性もございます。

民主党政権によって大幅におくれております新年度予算編成がようやく決まったところでございます。市町村の国保特別会計予算編成もぎりぎりのタイミングとなっております。多くの市町村では 22 年度の予算に今回の政令改正を予算に反映させることは大変困難だと思います。

以上のことから、国庫負担の増額だけの問題では国民健康保険制度の維持はとうてい困難であります。以上の理由で本意見書に対しまして反対討論といたします。

以上でございます。

議長（鈴木市朗君） 次に、8 番、梶山幾世君。

8 番（梶山幾世君） 意見書第 6 号企業団体献金の禁止を求める意見書に対する反対討論をいたします。

現在、公明党の推進で政治家が政治資金を取り扱うため 1 つだけ設立できる資金管理団体や後援会などの政治団体に対する企業団体献金は禁止されております。しかし、政党や政治家が代表者を務める 党、 総支部などの政党支部では企業団体献金を受け取ることができます。このため企業団体献金を政党、政党支部で受け取った後、政治家個人の

資金管理団体などに移動させる事実上の迂回献金が可能となっております。政党や政党支部への企業団体献金まで全面禁止することで迂回した政治家個人への企業団体献金もなくなります。

これまで政治とカネをめぐる疑惑が発覚するたびに政治家は秘書がやったと言いわけし、責任を押しつけてきました。今国会におきましても鳩山由紀夫首相や小沢一郎民主党幹事長など政治とカネの不祥事が相次いで発覚しております。これは公明党がリードして法改正を重ね逃げ道を防いできたからであります。これまで政治腐敗の温床だった政治家個人（資金管理団体）と一般の政治団体（政党を除く）への企業団体献金を禁止、さらに口きき政治にもメスを入れ、政治家秘書が口ききの見返りに報酬を得ることを禁止する斡旋利得処罰法も制定してまいりました。政治団体、政治家への献金は既に取り組みされてきた事項であり、禁止になっており実効性がないと思います。

以上の理由から、政治資金規制法の制度強化を求める意見書に対しては反対討論とさせていただきます。

議長（鈴木市朗君） 次に、14番、丸山敬二君。

14番（丸山敬二君） それでは、意見書第7号政治資金規制法の制裁強化を求める意見書に対する反対討論を行います。

先ほどもありましたけれども、政治とカネで一番の問題は企業団体からの不正又は違法な献金であり、これを全面禁止させることがまず第一と認識します。今月初めには日本経団連は企業団体献金について組織としての関与はやめる方針を示し、企業の自主判断に委ねるといった動きもあります。この際、一気に企業団体献金の禁止をすればその他のことについても虚偽記載とか故意に記載をしなかったと、こういうこともなくなるものと思います。

提案をされました意見書は、立証が困難というところから来ており、これは法を理解し立証するのは検察当局であり、また内容文言を先ほど申しましたように「及び」から「又」に変えただけでは制裁強化にはならないと思います。

文書全体の趣旨がどの辺にあるのかが読み切れないのですけれども、公民権の停止ということであれば現行の政治資金規制法第28条で規定されていると解釈しております。第28条では、先ほど来から出てます罰金刑とか禁錮刑になった場合は公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない、こういう文言が書かれております。こういったことから解釈できるものと考えております。

また、政治資金規制法の改正案の今国会での成立を要望されていることにつきましても、与党関係者に確認しましたところ、今国会に限らず今のところ提出の時期は決まっていないとのことです。

まずは企業団体献金の禁止と連座制の強化を求めることが重要であると判断します。提案者も先ほどこの企業団体献金の禁止と連座制の強化というのは強調しておられました。

したがいまして、この第6号意見書の企業団体献金の禁止を求める意見書に賛成される議員の皆さんいかがでしょうか。この私の申し上げたことから本意見書の内容はこのままでは野洲市議会として提出することはできないと判断し、反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

議長（鈴木市朗君） これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第2号選択的夫婦別姓法案について慎重に対応することを求める意見書案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第3号永住外国人への地方参政権付与の法制化に慎重な対応を求める意見書案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第4号国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第5号介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第6号企業・団体献金の禁止を求める意見書案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第7号政治資金規制法の制裁強化を求める意見書案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（鈴木市朗君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句整理等を要するものについては本職に一任することに決しました。なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。ここで市長より発言を求められておりますのでこれを許します。

市長。

市長（山仲善彰君） 平成22年第1回野洲市議会定例会の閉会に当たりましてごあいさつ申し上げます。

本定例会では、議員の皆様には去る3月1日から本日までの25日間にわたり慎重にご審議を賜りまことにありがとうございます。危機的ともいえる財政状況の中で編成いたし

ました平成22年度当初予算をはじめ多くの重要案件につきまして慎重かつ厳正にご審議の上、すべての議案について原案のとおりお認めをいただき大変ありがとうございました。心よりお礼申し上げます。本定例会の代表質問、一般質問また議案質疑を通じていただきました貴重なご意見やご提案は多岐にわたります。これらご意見、ご提案を真摯に受けとめ、今後の安全で活力ある元気な野洲のまちづくりに生かさせていただきます。

また、都市計画税の導入につきましては施政方針でも申し上げましたとおり、来年度から着手いたします市の総合計画改訂により市の新しいビジョンとまちづくり計画を市民の皆さんと具体化する中で改めて議論をお願いする予定です。本議会で都市基盤整備特別委員会を設置いただきましたので、今後議員の皆さん方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、平成22年度当初予算で計上を見送りました子ども手当につきましては、制度等が完全に確定し次第至急に支障がないよう適切な時期に補正予算で対応させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

また、既に議員の皆様にはお伝えしているところでありますが、過日川尻副市長から本年度末をもって退職をしたい旨の申し出があり、慰留に努めましたが辞意は固くまことに残念ではありますが受理するに至りました。なお、厳しい財政状況に鑑み、当分の間は後任の副市長は置かない方針であります。

平成21年度も残すところあとわずかとなりました。4月からは集中改革プランに基づく体制や施策が動き出します。まずコミュニティバスが走り出します。5月には庁舎の統合を行い、これに伴い現行の分庁舎横の防災コミセンで市民サービスセンターの業務が始まります。分庁舎の廃止が市民のサービス低下につながらないよう職員とともに努めてまいります。その他、総合計画の改訂や学校の耐震化事業、学童保育所の整備等々多くの取り組みが待ち構えております。にぎわいと安心のもっと元気な野洲を目指して透明性と市民参画を基本に職員とともに力をあわせ、5万人市民の福祉の向上と市の発展のために頑張っております。今後とも議員皆様のご理解とご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましても年度の変わり目、ご多忙のことと存じますが、ご自愛の上市民福祉の向上と市発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

議長（鈴木市朗君） 次に、副市長より発言を求められておりますのでこれを許します。副市長。

副市長（川尻良治君） 議長のお許しをいただきましたので、3月末をもって退任をさせていただくに当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

任期の途中でもございまして大変恐縮ではございますが、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

5年前にこの議場におきまして就任のごあいさつをさせていただいたときのことをきのうのこのように思い出しております。就任をさせていただくに当たりまして、やらなければならないとそのとき思ったことが2つございました。1つは野洲町と中主町の合併直後でありましたことから、新しい野洲市としての一体化を進めなければならないということをもまず感じておりました。もう1つは、当時の山崎市長の公約でありました自治基本条例の制定を実現したいと思っておりました。

新しく野洲市が発足して以来、この間に職員並びに市民の方々の意識の上で一体感は随分と進んだように感じておるところでございます。さらに、いよいよ本年5月には庁舎統合が実現をいたしまして、合併後続いておりました2つの庁舎体制は終わりを告げます。また、総合計画も改訂、すなわち新総合計画の策定にも着手されるなど市政は合併直後の体制を終えて新しいステージに到達したものと考えております。

次に、市政の基本となります野洲市まちづくり基本条例は議会の方々をはじめ多くの方々の皆様のご意見をいただきながら平成19年10月に施行されました。同時にまちづくり協働推進センターが発足いたしております。さらにその後、平成20年9月のまちづくり寄附条例の施行に引き続きまして昨年12月議会においては住民投票条例が制定されたところでございます。こうした一連の条例等の制定を通じまして市民参画あるいは市民協働の大きな枠組みが構築されたものと考えております。

さらに、今また山中市長のもと市政の情報公開、情報提供が積極的に行われておりまして、市民参加あるいは情報の共有が大きく進められつつございます。

一方、懸念をいたしておりました市財政につきましても財政健全化集中改革プランがとりまとめられ、危機的状況にある市財政の打開策を見出すことができたものと考えております。

こうした状況を見ますと、私が当初願っておりました野洲市における幾つかの取り組みは大きく進展しましたことから、いよいよ本市における私の役割を終えさせていただく時

期に来たものと判断いたしました次第でございます。この5年余り、議会の皆様には多くのご理解、ご指導を賜りながら職務を遂行してまいりましたことについて厚く御礼を申し上げます。まだまだ不況が続く中、厳しい市政運営は続きますが、議会の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げ、また野洲市のさらなる発展を願って退任に当たっての御礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

議長（鈴木市朗君） 長期間の日程でございましたが、皆さん本当にごくろうさまでございました。これをもって平成22年第1回野洲市議会定例会を閉会したいと思います。

（午後5時17分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年3月25日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 高橋繁夫

署名議員 内田聡史